

令和6年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年6月26日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第62号	飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第63号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第64号	飛騨市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
第5	議案 第65号	飛騨市過疎地域持続的発展計画の変更について
第6	議案 第66号	岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について
第7	議案 第67号	飛騨市多機能型障がい者支援施設条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第68号	飛騨市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第69号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第70号	飛騨市教員住宅設置条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第71号	字区域の変更について(河合町角川Ⅻ地区)
第12	議案 第72号	字区域の変更について(神岡町西Ⅷ地区)
第13	議案 第73号	飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例の一部を改正する条例について
第14	議案 第74号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第15		一般質問

○出席議員（13名）

1番				成昭子
2番				廣孝
3番				要二朗
4番				美博
6番				憲子
7番				子
8番				
9番				
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	谷	尻	孝	之
企画部長	森	田	雄	郎
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	づ
農林部長	野	村	久	さ
基盤整備部長	森		英	徳
環境水道部長	横	山	裕	樹
教育委員会事務局長	大	庭	久	和
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	丈	智
病院事務局長	佐	藤	直	二
危機管理監	高	見	友	郎
建築企画監	砂	田	健	樹
財政課長	上	畑	浩	太
				司

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	倉	坪	正	明
書記	嶋	中	み	な
				み

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（井端浩二）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（井端浩二）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、6番、上ヶ吹議員、7番、森議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第62号 飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
から

日程第14 議案第74号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）

日程第15 一般質問

◎議長（井端浩二）

日程第2、議案第62号、飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第14、議案第74号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）までの13案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。13案件の質疑と併せて、これより日程第15、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に4番、水上議員。

〔4番 水上雅廣 登壇〕

○4番（水上雅廣）

早速一般質問をさせていただきます。最初に防災についてということで2点ほどお尋ねさせていただきます。

まず、光ケーブルの災害未然防止対策ということでお尋ねをしたいと思いますけれども、先月14日に宮川町内において住宅火災が発生いたしました。お住まいの方は幸いにしてご無事でしたから何よりと思いつながらお見舞いを申し上げたいと思います。その際に、NTTの固定電話のケーブルやCTC光ケーブルが焼損して電話が不通となったり、ネットやテレビに障害が発生いたしました。現場が国道のそばでしたから復旧作業に早く取りかかっていたいただいて、復旧も早期にさせていただいたと伺っております。これは火災によるケーブルの損傷ではありますが、実は、宮川町内の情報通信ケーブルについては一部が山地に配線がしてある区間があるということで、情報通信施設、これは民間のほうに譲渡をされまして、市が保守とか修繕は行わないということで通知をいただいております。ただ、山の中では立木の雪庇ですとか、あるいは枯れ木の倒木、あるいは豪雨によつての倒木、いろいろなことが考えられるわけですが、そうしたときにケーブルが切断されてしまう、通信障害が起こるといった危険性は残っているなど

ということで、付近の皆さんからはそうした心配を危惧されておるといことです。こうしたことへの対応を市としてどのようにお考えになっているのかお伺いをしたいと思います。

それから2つ目、道路啓開計画というものがあるんですけども、これについてお伺いをしたいと思います。道路啓開は災害発生後の人命救助ですとか物資の輸送に早期に取り組むために必要な対応であるといことです。市は道路啓開、あるいは道路啓開計画について道路啓開作業マニュアルの作成ですとか、あるいは協定・委託先の事業者との打ち合わせや確認、訓練についてどのようにお考えになって、どのように対応をされているのか伺いたしたいと思います。また、作業員や作業機械など、事業者は国土交通省や県や市、それぞれの要請に対応をするといことで確保されておるといんですけども、そうしたことにしっかりと確保ができるのかどうかお尋ねをさせていただきます。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

高見危機管理監。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは、ケーブル等のライフライン災害未然防止についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり情報通信施設は民間に譲渡しており、市は補修や修繕等は行っておりません。また、情報通信施設、配線、ケーブル等の災害時における損傷防止対策等については各社が独自に行っており、市への協力依頼等はありません。また、県からもこれらに関する指導や協力、補助金等はありません。しかしながら、市民生活を支える重要なインフラであるため、市民から倒木等による通信線切断の恐れがある情報等が寄せられた場合には管理している企業に連絡をし、適切な対応を依頼しております。情報通信という重要なインフラを維持するため、今後も関係企業への適切な対応の依頼を継続する所存です。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

続いて2点目の道路啓開計画についてお答えいたします。

今年1月に発生した能登半島地震をはじめ記録的な豪雨による被害が全国各地で頻発しており、相次ぐ自然災害に備えるため、高山国道事務所、古川土木事務所、飛騨警察署、飛騨市森林組合など関係機関と連携して災害時の役割・連携を確認するための合同道路啓開訓練を毎年飛騨地域で実施しております。令和4年度には飛騨市の県道トンネル箇所において、現道を通り止めにした合同訓練に参加し、倒木や崩土の撤去、支障車両の移動、情報伝達訓練等を行っております。令和7年度には再び飛騨市内で合同訓練を予定しております。お尋ねのマニュアルについては、飛騨市独自のものは作成しておりませんが、岐阜県県土整備部作成の道路啓開作業マ

マニュアルを準用して啓開作業に当たってまいります。

また、神通川・庄川流域大規模土砂災害対策連絡協議会においては、大規模土砂災害時における連携マニュアルを策定し運用しており、毎年このマニュアルに基づき訓練を行い、今年も去る6月13日に関係機関と連携した訓練を行いました。こうした訓練を積み重ねながら、今後想定される大規模災害への対応に取り組んでまいります。

なお、協定につきましては災害時の応援協定を吉城建設業協会と締結しており、今年5月には岐阜県測量設計業協会や民間業者と災害応援協定を新たに締結し、災害時の体制強化を図っております。しかしながら、今後広範囲で災害が発生した場合、市内で作業員や建設機械の確保が困難になることが想定されますので、県や国とより連携を深めながら、復旧体制を構築していかなければならないと考えております。今後も災害時の道路啓開作業が円滑に行えるよう、さらなる体制の強化に努めてまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○4番（水上雅廣）

情報通信の関係ですけど、各社に連絡をしていただいて対応していただけるということです。そうなんだろうと思いますけど、山間地というのは、例えば電線でもそうですけども支障木の伐採ですとかをされていると思うんです。申し訳ないですけど、私もこの現場をしっかりと踏査をしたわけではないのであれなんですけど、事前に対策を取るというような考え方はないですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

類似のライフラインを確保する事業というものでは、最も重要なインフラであります電力確保のために電線周辺の樹木を伐採するという事業を中部電力、北陸電力、岐阜県、市が協働で行っています。ただ、これにつきましては県、そして電力送配電各社の要望に基づいて優先順位をつけて行っているところが実情です。この中で今議員ご指摘の光ケーブル関係については関係企業から協力の申し出、そして県からの指導等もないので優先順位が低いという状況であります。

○4番（水上雅廣）

ないということであればその辺も考えていただきたいなと思います。それから道路啓開の関係ですけれども、よく言われるのが建設業者、協定されてあるわけですから市あるいは県の指示のもとで動かれるということだろうと思うんです。いわゆる緊急車両の搬入ですとかそういったことになるわけで、応急復旧ではない、その前の啓開なんですけど、そうすると会計的な担保もない、言ってみれば予算の担保がないとか、そうしたときにしっかりと動いてもらっていいですよというようなことができているのか。そうして業者が安心して作業に取りかかれるような状況にしてあるのかというのは少し疑問としてあるわけです。作業の形態、会計についてはどのような指示がなされているのかお伺いをしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

道路啓開作業の、道路が寸断されたような状態で緊急車両を一時的に通す場合、一車線を最低

限確保させるためのそういった作業になるんですけども、答弁でもお話しさせていただいたように、吉城建設業協会と様々な細かい協定を結んでおりまして、その中で応急復旧も含めた市の体制、業者の体制をうたっております、すぐに動いていただけるような体制といったものをお願いしております。予算については、随時、予備費あるいは補正等で対応をしていく前提でそういった協定を結ばせていただいております。

○4番（水上雅廣）

昔、平成16年に大きな災害があったんですけども、そのときは道路啓開という概念はなかった。あれは県道だったんですけど、応急復旧のような感じで事業者が入って行ったんです。そうしたら災害の痕跡を潰すようなことはするなとお叱りを受けたことがあって、途中で慌てて測量に行って、どうしたらいいか分からないと。それでも何とか協議をしていただけて通れるようにはしていただいたということがありますが、そのときの連絡体制というか作業手順とか、あとはこの費用がどうなるんだということも後々出てきたような記憶もあったものですから、そうしたことがないようにしっかりと組み立てをしていただきたいなというふうに思うわけです。

それからもう1つ気になるのは、大きなところではないのかもしれないかもしれませんが車両の移動。車両が邪魔になったりしたときに、例えば持ち主が見当たらないとか、不明だとか、言っても動かしてもらえないとかあると思うんです。そうしたときに、今法律も変わったというふうに聞いておりますけど、しっかりと移動ができるような手順というのは事業者、協定先に周知がしてあるのかどうかお伺いをしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

車両の除去とかは県の道路啓開作業マニュアルの中にうたってあるんですが、平成4年の訓練のときも職員が出てきまして動かない車のタイヤに移動させる台車のようなものを取り付けて、5～6人の作業員で押しながら動かしていくという訓練をやりました。そういった道路上にあるものを除去していくというのは道路管理者の責任の中でできるというふうに理解をしております。

○4番（水上雅廣）

そうしたことを勝手に業者がやると後々問題になったりするようなこともあるというふうに聞いております。しっかりと道路管理者側でそういう手順確認していただけて、そういった車両があれば対応していただきたいと思います。

もう1つは私有地を使われる場合、どうしても瓦礫の処理とかいろいろなことで私有地にお世話にならなければいけないようなこともあると思います。そうしたときの対応は県のマニュアルの中にもある程度書いてあると思いますけれども、さっきも言いましたけど事業者、協定先、委託先を含めて確認をしていただきたいと思いますので、その辺りはよろしいですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

議員おっしゃられた点についても業者等へしっかりと周知しながら連携してまいりたいと思

ます。

○4番（水上雅廣）

こういう災害の対応、特に道路について申し上げておりますけれど、重要なことだろうと思います。それにも増して、日頃から道路ネットワークの強靱化を図っていただくようなことも必要かなというふうに思いながら次の質問に移らせていただきます。

大きく2つ目ですけども、国道360号・471号の整備促進についてということで、毎回毎回、もう何回目になるか自分でもちょっと覚えがないくらいお尋ねをしております。4つほどお聞きをしたいと思います。

かつて合併前の宮川村ですとか河合村は、道路事業を推進するために商工団体や議会などが中心になって組織を結成したようなこともあります。他市町村に対して行政と一緒に働きかけを行ってきたというふうに聞いております。ただ、時の流れとともに組織や団体は衰退をし、民間としての要望活動もなかなかままならない状況になってきました。こうしたことから河合町、宮川町の団体・企業を中心にした促進協議会を設立されました。ただ、伝統のある他の協議会などに比べれば設立をしてまだ間もない協議会ということで、活動も試行錯誤の段階だというようにお聞きをしております。

令和4年8月に国道360号成手～塩屋間が開通いたしましたして、式典を行っていただきました。その中で市長は関係各位へ謝辞を述べていただきまして、「ここが安全な形でしっかり通れるようになったことは、この地域全体の安全・安心のほか、観光用道路としてこの地域にある多くの資源が一気に生きてくるもので、地域全体の振興に大変大きな寄与する道路だと考えます。ただ、今回の開通を通過点として、切れ目なく次の工事へつながることが私たちの悲願。そうした気持ちを高める式典になれば、国道360号全線開通が1日も早く実現することを目指したい。」このように挨拶をしていただきました。完成の喜びもさることながら、市長のこうした力強い言葉に地元の住民をはじめ多くの方が期待をしております。今でもそう思っております。変わりません。地元を代表して河合・宮川道路整備促進協議会の会長が「この区間の開通により雪崩の心配がほとんどなくなり、通勤、通学、通院、買い物の際に安心して利用できるようになったと大変うれしく思っています。また、この道路を使って大勢の人に来てもらえるようなことをしたい。」と謝辞を述べられました。これはこの先、地元としてもしっかりと事業の促進に協力をし努力をしていく。そして地域の振興に努めたいという思いが会長の言葉に込められていたんだと思っております。

ただ、今「祢宜ヶ沢上から塩屋間の工事は止まってしまったのか。」という声を多くの方から言われます。塩屋～大瀬間が開通すればすぐにでも工事に着手してもらえるのではないかな。多くの方はこのような期待をしていたわけです。2年が経過しましたが、今も調査設計の段階であるというふうに伺っております。経緯はいろいろあるし、難しいこともあったんだろうというふうに推測します。私は個人的にお聞きしておりますけれども、地域の住民の方にしてみますと、やっぱり工事の土音が聞きたいという思いなんだろうなと理解しています。新旭橋から平成橋の間、桑野や戸谷といったところがあるんですけども、交通量も多くなりまして車両の通行、特に大型の車両の通行が増えたことから、舗装も1回旧道処理の関係で打ち直していただいたんですけども、亀裂ですとか劣化が相当目立つようになってきました。それからもう1つ危険なの

は、すれ違い待ちの大型車両。大型車両同士は目線も高いので、すれ違いで合図しながら分かるんです。ただ、待避所で止まっている大型車両を抜いて、後ろの車が次々と前へ行って渋滞を招くとか、あるいは衝突しそうになるというところを目撃したことがあります。そうした危険な場面が見受けられますし、人家も道路沿いであって、前も車庫に車が突っ込んだと言いますか、シャッターが壊されたというようなこともありました。そういった大きな被害が出ないように心配をするところです。

一方で、市外に目を向けると地域高規格道路として、富山県側では国道41号猪谷楡原道路とかいろいろな仕事が着々と進行していると認識をしています。このままいくと飛騨市が取り残されてしまうような、ちょっと大げさかもしれませんがそんな気がしてならない。こうした思いから、次の点を伺いたいと思います。

まず1つ目ですけれども、1級河川宮川の改修計画について。古川町谷地内の河川改修については工事の進捗を図って早期に流下能力を高め、域内の安全を高めていただきたいという思いは一緒です。ただ、その反面、その下流、国道471号、国道360号には水位規制区間が設けられていることもあります。上流の改修の影響、例えば規制が頻発したり、下流の橋梁に影響、人家への影響、そういったことも懸念をされるところです。このことについては令和4年の6月議会で答弁をいただいておりますけれど、改めて市としてどのように対処されていくのかお尋ねをしたいと思います。それに加えて、少しでも河川断面を確保するためにも宮川、小鳥川の合流周辺のしゅんせつも必要だと思えます。併せて河合橋の架け替えもしっかりと進めていただきたいと思うんですけれども、含めてお尋ねをします。

それから種蔵・打保バイパスについてですけれども、バイパスの現状、それから今後の予定。祢宜ヶ沢上工区もありますし、巢之内工区も残されています。こうしたところの今後についてどのように捉えられているのかなと思うのでお聞きをしたいと思います。もう1つ、交通量調査と書いていますけれども、こうしたことが本当に必要なかどうか分かりませんが、国道41号と国道360号の交通量が明らかに変わってきているなということは実感をしておるところなので、こうしたことも含めて調査をいただきたいと思うわけです。それからもう1つは、1号トンネルの残土が相当な量が出るというふうにお聞きをしておりますけれども、今、残土処分場について民間のほうでも調査あるいは検討をしていると聞いております。その残土の流用によって国道360号の河合町中沢上ですけれども、ここの工区の延伸みたいなことも計画で要望をさせていただいております。こうしたことへの流用も含めて伺いたいと思います。先ほど申し上げましたけれども、未熟ではありますけれども地元の協議会、しっかりと協力し活動していくためにどういったことをしていくのか。これはお聞きすることかどうか迷いましたけれども、市としてどのようにお考えなのか伺えればと思います。

それから3つ目は大無雁トンネル構想、猪谷交差点の改修ですけれども、「大無雁トンネル構想については非常に効果は高いと思われるけれども、膨大な事業費が必要となる。関係機関との協議に年月が必要で、技術的な面を含め課題が多くあると考え、種蔵・打保バイパスの全線開通のめどが立った後、次なる市の将来構想の1つとして考える。」ということをして令和3年の6月に部長から答弁をいただきました。「猪谷交差点の改修については、今後どのように要望活動を進めていくべきか、富山県を含めた近隣自治体、各種団体とさらに連携を図っていきたい。」というような

ことで答弁をいただいております。規制区間の改修や集落内の安全をどうするか、地域高規格道路として猪谷以南をどうするのか、将来にわたっての計画を今始めないと手遅れになるのではないかなと心配をします。国道360号は国による直轄整備も必要になってくるのかもしれませんが。県と連携を図って、国に対して要望を始めていただきたいと思います。また、富山県、富山市、北陸地方整備局、こうしたところへの要望も併せて活動を始めていただきたいと思います。思っているんですけども、お考えを伺います。

それから最後に地域高規格道路についてですけども、近隣の道路が整備されていく中で、飛騨市としての対応をどのように考えておられるのか伺いたいと思います。国道41号が地域高規格道路なのだろうというふうに思うんですけど、数河トンネルについては長大トンネルになるということで多少無理があるということをお伺いしているところです。それと高山国府バイパスができたことで地域高規格、富山～高山ということ言えば猪谷から旧高山市への計画となるのではないかなと勝手にそう思っておるわけです。そう思うと地域高規格道路としての富山高山道路は宮川沿線に計画をしていただくのが望ましい。仮にそういう考えができるのなら、さっき述べました大無雁トンネルであったり猪谷交差点部の改良であったり、改修であったり、河合橋のかけ替えなど、こうしたことにも大きな影響が出てくるんだらうなと思います。地域高規格道路に対する猪谷～野口間の国道360号、国道471号の改修に対する動きを積極的に進めていただきたいと思います。そのときにこうしたことに対する組織を立ち上げることも必要なのではないかなと思います。市長をはじめ関係者によって、より積極的な事業の推進を要望していただきたいと思います。方針をお尋ねします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

国道の整備に関するお尋ねでございます。個別のご質問については基盤整備部長のほうからお答えをさせていただきますけども、全体的な考え方等について私から申し上げておきたいと思えます。

道路の要望を国・県に対して相当やっております、例えば3市1村の飛騨首長連合の枠組みもありますし、市と地元経済連合会、飛騨市経済連合会、あるいは様々な期成同盟会の要望、こうしたものもあるわけでございます。令和4年度は17回要望しておりますし、昨年度は26回、これがコロナ禍後、戻ってきた回数ですが、実際相当の回数を行っております、私自身も基盤整備の要望活動というのは相当時間を割いて取り組んでおるところでございます。ただ、国道360号、国道41号の整備に関しましては特に重点的にウエイトをかけておるわけでありまして、地元の皆さんとか飛騨市経済連合会、神岡商工会議所の会頭にもご同行いただくということで、より熱意が伝わるようにと。また、毎回同じことをやっているということでもなくて、説明資料も毎回工夫をいたしまして、直近のいろいろなデータを見せて新たな切り口が生まれて、少しでも力をかけていただけるようにということで努力をしておるところでございます。

議員のご質問を伺っております、とはいうものの目の前の工事ということが地元住民からすると全てですから、事業が進んでないのではないかという印象を持たれるのも当然あると思いま

すし、私自身も工事が進んでいるとちょっとほっとします。設計でやると目に見えないので、もっと目に見えるといいなと思ったりすることもよくあります。ただ、要望活動を実際にやっておる立場からしますと、国・県の皆さんには相当頑張っていただいているというふうに率直に思っておりまして、特に県はここ近年県単の予算額が非常に絞られてきている現状がある。また、その中で岐阜県内は例えば東海環状の西回りとか農飛横断自動車道とか、国道21号の改良による直轄負担金とか、大きなものが相当ありますので、その中でよくこれだけ確保していただいているなどというのも正直なところをごさいして、我々としては感謝をしておるところでございます。

国道360号の件を特に触れられたわけでありまして、確かに塩屋トンネル以北の1号トンネル、祢宜ヶ沢上トンネルという名前になると思いますが、この区間は確かに目に見えた工事は行われておりませんが、県事業の要望においては最優先の箇所ということに位置づけて、市としては常に第一優先で要望させていただいております。その結果、実際に調査費、設計などの予算を切れ目なく確保いただいているということでございます。実際のところ、塩屋トンネルの工事が終わって、その後すぐに工事に入るためにはその前に調査設計がいるわけでありまして、これが同時並行でつくということは極めてまれでありまして、まず工事が終わって、次に調査設計があって、それから工事ということになりますので、これはそういうものだというふうにご理解いただくしかないのかなというふうに思いますし、その点においても切れ目なく予算をつけていただいている点においてよくやっていただいていると思っております。

それから、国・県の要望というのはある種あうんの呼吸でやっているところがございまして、要望に際しては事前に事務方による内容のすり合わせを行いまして趣旨とか要点を整理し、どこに重点を置くのかということを決めた上で要望しておるのが実情でございまして、その中では一定のマナーも必要だと思います。

その点から申し上げますと、議員から高規格道路富山高山連絡道路を国道360号ルートへ変えたらどうかというお話をいただいたわけでありまして、確かにこれをやると懸案箇所多分全てクリアできますので、とてもそれはあり得る意見ではあるんですが極めて難しいことだというふうに思っておりますし、先ほどのマナーという点からすると、これをなかなか言い出すわけにはいかないということでございます。といいますのは、この道路はこれまでに様々な議論を経て国道41号を基本軸としたルートが国土交通省の新広域道路交通計画の中に位置づけられておる。これを前提に要望しておるということでございます。仮に今、飛騨市が国道41号の神岡数河ルートはいいので国道360号沿いをお願いすると、何が起こるかということ、積み上げてきたこれまでの道路改良の要望は自ら全部否定することになるということですので。それから神岡商工会議所を中心に北部道路整備促進協議会というような組織を作って、長年面々とこの活動を積み上げていただいているわけですし、これも真っ向から裏切ることになってしまうということですし、国・県からも飛騨市は一体何を言っているのかということで信頼を失うことにもなるものですから、これは極めて難しいことだというふうにご理解いただきたいと思います。

地域住民の皆さんの声としては、そうしたご意見があるのは重々承知をいたしておりますけれども、要望についてはこうしたお互いの立場とか実績を尊重し合って行っておりますので、ぜひまた議員という立場においてご理解いただいて地元の皆さんにご説明をいただければ大変ありがたいなというふうに思います。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

1点目の1級河川宮川の改修計画についてお答えいたします。

古川町谷地内における宮川の河川改修事業につきましては、現在岐阜県において鋭意進められており、当該狭窄部の流下能力向上による治水安全度がさらに高まることが期待されております。しかしながら、近年発生する自然災害は全国的に激甚化、頻発化しており、議員ご指摘の上流の改修による下流域への影響につきましては市としましても大変重要な課題であると認識しております。現在、国道471号古川町野口から宮川町小谷間と、国道360号宮川町岸奥地内が道路冠水による通行規制区間として基準が設けられており、5月28日の豪雨時においても宮川町岸奥地内では21時30分から翌日の1時15分までの3時間45分にわたり通行止めが実施されました。規制解消に向けた対応につきましては、現在古川土木事務所において鷹狩橋より下流域の流下能力や浸水箇所について河川現況調査を進めていただいております。調査結果をもとに課題を整理した上で市の関係部局と情報を共有し、今後の対応策の検討を進めたいと伺っております。

次に、2点目の国道360号種蔵・打保バイパスについてお答えいたします。

事業主体である岐阜県古川土木事務所へ種蔵・打保バイパス事業について伺ったところ、まず現状につきましては、令和6年度は1号トンネル古川側坑口へのアクセス道路と称宜ヶ沢上側坑口へのアクセス道路の修正設計を実施する予定であるとのことであり、工事現場として目に見える動きは少ないものの、1号トンネルの着手に向けて必要な手順を着実に進めていただいているものと認識しております。交通量調査につきましては、今のところ行う予定はないとのことでしたが、通行車両の増加に伴い、より一層の安全対策の推進については市としましても大変重要であると考えており、今後も県や地元区等と連携して対策に取り組んでまいります。1号トンネルの残土処分地につきましては、市も民間と連携して候補地の検討を進めているところですが、そのほかの事業での活用につきましても引き続き検討してまいります。地元の協力体制につきましては、例年、国道360号改修促進期成同盟会の要望活動で県庁へ訪れる際には、地元協議会代表者の方々にもご同席をいただいております。地元の声を県庁関係者へしっかり伝えていただいております。大変心強く感じております。今後も地元の思いが伝わる要望活動を継続してまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

3点目の大無雁トンネル構想・猪谷交差点の改修についてお答えいたします。

大無雁トンネル構想につきましては、令和3年5月の一般質問でお答えしましたとおりですが、効果が非常に高いものと思われるものの、課題も多く、種蔵・打保バイパスの全面開通のめどが立った後、次なる市の将来構想であるとの考えは変わっておりません。猪谷交差点の改修につきましては、国道360号改修促進期成同盟会として岐阜県県土整備部へ毎年要望活動を行っており、また、富山県内の整備区間であることや国道41号の整備にも影響することから、富山市をはじめ富山県内の関係市町村及び高山市、飛騨市で組織する富山高山連絡道路整備促進期成同盟会において、北陸地方整備局及び富山県へ要望活動を行っております。現時点で具体的な整

備計画の情報は入っていないとのことですが、今後の要望活動の方法については両同盟会の中で協議を進めているところです。

最後に、4点目の地域高規格道路についてお答えいたします。

まずこの表現についてですが、昨年度国土交通省において、これまでの高規格幹線道路と地域高規格道路を一体的な道路ネットワークと位置づけ、高規格道路として名称が統一されたことから、本答弁においても高規格道路として扱わせていただきますのでお願いいたします。お尋ねの高規格道路富山高山連絡道路を宮川沿いに計画するのが望ましいのではとの議員のお考えであります。冒頭に市長より基本的な考えを申し述べさせていただいたとおり、この件については国道41号を基本軸としたルートが広域道路交通計画として既に位置づけられていることから、そのルート変更を飛騨市から提案する意思はございません。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○4番（水上雅廣）

市長の言われることはよく分かります。国道41号も大事な道路で、長年ずっとそういう要望を重ねてこられて、ようよう割石が今の状況になって。まだまだ先は長いと思いますけど、そっちの方面でしっかりやられるんだらうなということは思っている中であえて質問させていただいたわけです。ただ、今ほど部長も言われましたけども、猪谷の交差点については国道41号の改修に合わせて国道360号への動線というのもしっかりと形を検討していただきたいなというふうに思います。大型のトラックなんかはどうしても峠越えではなくて平場の宮川沿いの大橋、これはマスト、そうなんだらうというふうに思います。そうすると、交差点の改修なんかもそういう意味ではしっかりと計画を作っていただけるようお願いをしたいと思います。これはお願いをしますからどうでしょうかという質問にはならないんですけども、よく分かっていたらいておると思いますから、そういうふうに願いたいと思います。

あと残土処分場のことなんですけど、確かに今そうやって進めていただいているわけですが、トンネルの関係で残土処分場をどこかに設置をしていこうと思うと、必ずある程度の年度の目安というか、例えば農地に合わせてということになると期間も限られますし、そこに対する地権者の皆さんの方々へのお話も、市もそうですし、民間でやるなら民間の人も話をしていかなければいけないんですけど、そうしたときに実際いつ頃からどうなるのよという話は必ず出てくるので、その辺りは正確にいつとは言えなくても、このくらいをめどにくらいのことは何とか県のほうと打ち合わせをしていただくわけにはいかないかなということをおもうわけですが、その辺りはどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

残土処分地の候補地については何か所か検討しておりますけども地権者と協議をする中でそういったお話が出てきますし、どの程度の期間ということについては県のほうにも何度も確認はしておるんですが、なかなか明確な期間の回答が得られていないのが実情であります。今、国道41号でも船津割石のトンネルのところ残土処分地を地権者の了解を得てやっと確保したんですが、その中でもやはりいつ頃という話は必ず出てくるものですから明確に話をしたいんですが、

できないというのが実情でありまして、少しでもそういった見通しが立つように県のほうへお願いをしていきたいと思っております。

○4番（水上雅廣）

その辺りを打ち合わせしていただいて情報をいただけるとありがたいなと思います。

それからこれも答弁しにくいかもしれませんが、大無雁トンネルは国道360号種蔵・打保バイパスの全線開通のめどが立った後と言われるんですけど、「めどが立つ」という状況というのはどの程度のところになればめどが立ったというふうに判断をされるのかお伺いしておきたいなと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

非常に難しい質問でちょっと答えにくいんですが、めどが立つというのはおおむね完成のめどが立つというところになるのかなと思いますけども、大きな節目としてはトンネルの坑口に着工したとき、それから貫通したとき、そして完成の日が近づいてきたときという3つかなと思います。そういった節目節目に大無雁トンネルのほうも何らかの検討をお願いしていきたいなというふうに思っております。

○4番（水上雅廣）

トンネルもそうですけども、巢之内工区が残っているものですから、そちらのほうも今進めていただいておりますけれども、なかなか同時にということは難しいだろうと思うんです。相当長期になるのかなという思いもあるんですけど、ぜひこれが実現できるようにといますか、市のほうとしても少し検討を加えていただいて何とかテーブルの上にはまではいかなくとしても、素案として持っていただけるようなところまでいってもらえないかなと思うんです。国道360号の岸奥の辺りを通っていただけると分かると思うんですけど、岸奥の集落から旧の火葬場、アンダーパスの手前、あそこまで眺めていただけると分かると思うんです。ずっと上り勾配になっていて、その先は旧の火葬場から高架でJRを渡ってトンネルに入るような、多分そういうストーリーであれが描かれたんだと聞いているんです。当時は国道471号がまだ国道に昇格していないときにそういった話があったというふうに聞いております。要は、それを持って行ったら、国道360号はどこへ持って行くつもりだとひと蹴りされたと聞いていますけども、今は両方国道ですし、確かに国道360号をどうするんだという話もあるかもしれませんが、そうしたことも含めて構想を持っていただけるとありがたいと思います。答えにくいでしょうから、そういうことでお願いをしたいと思っております。

予定よりも時間が過ぎたので、3つ目の質問に入らせていただきます。今回は宮川小学校のことで聞きたいと思っております。特認校ということで、宮川保育園が宮川小学校校舎内に併設されることをきっかけに保小が連携した教育になるんだということで大きな期待をしております。地域の皆さんもいろいろなことで協力しなければいけないなということで期待をされております。先にこうしたことで質問した折に「小規模の地域である宮川地区の特性を踏まえ、地域と連携・協力しながら、子供たちの健やかな成長と自立を育むことができる子育て環境づくりを念頭に準備し、特色のある保育園・小学校となることで、移住される方や、小規模ならではの保育や教育を希望

される方のニーズに対応したい。」という答弁をいただいております。とかく小規模校というと切磋琢磨、あるいは相互啓発がなされにくいのではないと言われることが多いように思うんですけれども、子供たちがやらされるということではなくて、主体的に活動に取り組むんだという姿であったり、先生方が一人ひとりの子供たちに目を向けられる環境であったり、そういった中で人との関わりを丁寧に教えてもらったり学んだりすることができるんだと。こうしたことが子供の成長にとってはプラスになる面が多いということも思うわけです。地域の活力の維持、それから増進を図る上でも学校という存在はなくてはならないものだと認識をしております。先の議会でも少し申し上げましたけども、教育の在り方というのがひょっとすると移住という方向への選択肢の1つになるのかもしれないということを思いながら質問をさせていただきたいと思えます。

最初に申し上げたいのは、この質問については何かしら統廃合を導くような観点で考えられるようなことがある具合が悪いなと思いつつながら、私はもう全くそういうことは思ってませんし、市長も常々言われるようにしっかりと守っていくとおっしゃっていただいているので、そうしたことの観点は無いということで質問をさせていただきたいと思えます。子供を中心にしたまちづくり、学校を中心にしたまちづくりを考えたときに、宮川小学校について学区を越えて市内全域から児童を受け入れることができる特認校にする可能性について、教育委員会としてあるいは市として、その手続きや手間、先生の確保、特色あるカリキュラムの実施、地域の関わり方、いろいろな課題はたくさんあると思うんですけれども、そういったことを含めてどのようにお考えなのかを伺いたいと思えます。冒頭に述べたように適正規模ですとか、適正配置を進めた統合ということではなくて、子供たちの教育関係の充実と地域の活力を図りたいという思いのもとでお尋ねをさせていただきたいと思えます。また、少し別になりますけども、山村留学ということもあるわけですが、このことについてはどのような見解をお持ちなのか伺いをさせていただきたいと思えます。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

宮川小学校を特認校にする可能性についてお答えいたします。

議員がご指摘のとおり宮川小学校には大変恵まれた教育環境が整っております。まず何より、児童数が8名ですので一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな学びが保障されています。一人ひとりが活躍する機会も多く、大きな学校ではできない経験をすることができます。また、宮川町には豊かな歴史、文化、自然があり、地域の素材を生かした体験活動を通して充実したふるさと学習が進められていることも魅力の1つです。地域の皆さんも、宮川町の子供たちの育成に力を注いでくださっており、地域みんなで子供を育てる地域づくりが進んでいることも子育て世代にとっては心強いことだと思います。宮川小学校には子供たちの健やかな成長と自立を育むことができる子育て環境があると考えております。こうしたすばらしい環境を求め、宮川小学校への通学を希望する児童はこれまでもありました。今後もそうした希望がある場合には、教育委員会としましても積極的に受け入れてまいりたいと考えております。これまで飛騨市内外からの

就学希望があった場合は、「指定区域外からの通学申立」や「区域外就学承諾申請」という手続きを取ることで校区の変更を認めてまいりました。今後、宮川小学校への通学希望があった場合も同様の手続きで対応してまいりたいと考えております。ですので、議員からご質問があった特認校にすることについては、現時点では検討しておりません。また、山村留学や移住の積極的な推進につきましても、第一には宮川小学校の児童や保護者、宮川町の地域住民の皆さんの意向によって進めるものと考えております。児童や保護者、地域の中でそうした機運が高まってきましたら、教育委員会としましても合意形成を図りながら、できる限りの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

○4番（水上雅廣）

教育長がおっしゃったように、環境としては逆に恵まれているのではないかなと私は認識をしているというか、したいという思いの中で、地域の皆さんと一緒にともどもに頑張りたいと思うわけです。ただ、今ああやって保小を併設の形で工事を進めていただいております。ありがたいんですけども、そうした中でやはり行政側の内部の連絡調整というのはあるんだと思いますけど、学校の先生方と保育園の先生方、そういった現場の調整といったところもしっかりと歩調を合わせて、よりよい保小の共存ができる学校にさせていただきたいなと思いますので、その点だけよろしく願い申し上げます。

〔4番 水上雅廣 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で4番、水上議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時10分といたします。

（ 休憩 午前11時02分 再開 午前11時10分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

3番、小笠原議員。

〔3番 小笠原美保子 登壇〕

○3番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので、早速ですが一般質問をいたします。初めに、耐震化の取り組みについてお尋ねをいたします。大規模な地震が起こるたびに、耐震化が進まない住宅が指摘されています。能登半島地震においても、古い木造住宅が多かったことが今回の甚大な被害の一番の原因だと言われています。国土交通省のホームページでは、「このような大地震から自らの生命・財産を守るためには、住宅や建築物の耐震化を図ることが必要であり、所有者一人ひとりが、自

らの問題として意識して取り組んでいただくことが重要です。」と、所有者による耐震化を推進しています。今回、飛騨市議会定例会の6月補正予算で能登半島地震以降、住宅の耐震診断に係る相談が増加していることに加え診断後の耐震工事のニーズが高まることを想定して、必要と見込まれる所要額300万円が追加計上され、これにより耐震工事費の補助上限額が200万円へ引き上げられ、住宅の耐震化が進むことが期待されます。高齢者の多い過疎地ほど、耐震改修が進まない専門家指摘しており、飛騨市でも心配されますので、家族や財産を守るための取り組みをお尋ねいたします。

まず1つ目です。耐震化の現状と推進についてです。「飛騨市耐震改修促進計画」では、耐震化が進まない要因について「経済的負担」、「高齢者世帯のみの増加」、「家族構成の変化」、「防災意識の希薄」とあげられています。実際に能登半島地震の死者の多くは高齢者で、古い持ち家が揺れに耐えきれず倒壊して、下敷きになったことが原因だと言われています。市内でも、耐震化にはお金がかかる。後に住み続ける家族もいないといった理由で、耐震化まで考えられないという方もいらっしゃいますが、能登半島地震で珠洲市の場合、実際に補助金を利用した方が補強の効果で建物の被害はほとんどなかったと報告もされています。市民の皆様の防災に関する意識が高まっている今、対策を進めるいい機会になりますので、これからの取り組み、現状をお尋ねいたします。

2つ目は、家具の転倒防止・固定化の取り組みについてです。災害時の安全を考えると建物も大丈夫で備蓄の備えも十分であれば、在宅避難のほうが自宅で生活ができるためプライバシーが守られ、安心感もあります。特に避難所へ行くことが大変な高齢者は、慣れた生活環境で過ごせることで健康面もリスクが減るのではないのでしょうか。近年の地震では、建物の中でけがをした人の約半数は家具の転倒、落下が原因だと調査結果が出されており、ガラスの飛散によってけがを負った人を加えると4分の3になると発表されています。家具をしっかり留めてガラスの飛散防止をすることで身を守ることができるのです。ただ、たんすや冷蔵庫などの大きなものの固定化を、高齢者や自分では困難な方も多くて進まないのが現状ではないのでしょうか。実際に地域の方に家具の固定化をしているのかお尋ねをしたところ、自分ではできないしどうすればよいのか分からないとのことでした。いざというときに逃げ道を塞がれたりけがをしないためにも、家具の安全な対策を進めていただきたいと思います。市内の防災士と協力しながらすることも併せてお考えをお尋ねいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔建築企画監 砂田健太郎 登壇〕

□建築企画監（砂田健太郎）

1点目の耐震化の現状と推進についてお答えします。

現在、木造住宅耐震化を推進する事業としては、木造住宅耐震診断と木造住宅耐震補強補助金の2つがあります。また、耐震化の仕組みや支援制度について、広報、ホームページ、同報無線などによる周知を行うほか、現行の耐震基準を満たさない古い住宅が密集している地域を普及啓発重点地区として戸別訪問を行っており、令和4年度にはポスティングを含む214件、令和5年度は152件の戸別訪問を行いました。その結果、無料耐震診断に令和4年度4件、令和5年度7件の

申し込みをいただきましたが、診断結果から耐震補強工事の実績につながっていない状況です。しかしながら、本年1月1日に発生した能登半島地震を受け、市民からの相談や診断の問い合わせが例年よりも多く寄せられていることから、住宅の耐震に対する意識が高まっているものと受け止めております。市としても市民の意識が高いこの機を逃さずに耐震診断や補強工事へとつなげることができるよう、無料耐震診断の予定数を当初予算の15件から50件に増加し、耐震補強補助金の上限についても120万円から200万円に引き上げたところです。また、本年も無料耐震診断の啓発活動を7月に実施する予定としており、今年度はこれまで市職員のみで実施していた戸別訪問を、県の建築事務所と連携して実施することでさらなる啓発につなげたいと考えています。また、市で定住促進策として実施している住宅新築購入支援助成金制度を利用した申請者からの聞き取りにおいて、耐震化工事を行うよりも建て替えや新築を選択されたとのケースもあったことから、令和6年度から住宅新築購入支援助成金に、新規造成された分譲地に対する50万円の加算助成を拡充することとしました。さらに、耐震改修工事よりも安価で費用負担の少ない耐震シェルターについても、より助成制度を利用しやすくなるよう対象となるシェルターの種類を拡大する要綱改正を行ったところでございます。今後も、少しでも地震による人的被害を軽減するため、耐震化や建て替えに際して利用しやすい制度となるよう、引き続き取り組んでまいります。

〔建築企画監 砂田健太郎 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

続きまして、家具の転倒防止・固定化の取り組みについてお答えします。

議員ご指摘のとおり、能登半島地震により改めて家具の転倒防止・固定化の重要性が認識されています。市では昨年9月、市防災士会、危機管理課の共催により家具転倒防止に関する意見交換会を専門家を招いて開催しました。専門家からは、特に高齢者世帯において家具固定の重要性についての関心、反応が薄く、周知・啓発要領が重要であることや、関係機関による組織・仕組みの構築が必要であることなど、解決すべき課題等をご教示いただきました。また、意見交換会では実証の必要性が討議され、市防災士会、建築組合連合会、民生委員児童委員等の連携により、河合町において高齢世帯3世帯に対し、家具の転倒防止、固定化の実証検証をしたところです。これらの成果を反映して、本年7月には関係機関による協議会を立ち上げ、来年度からの本格実施に向けた準備を始めることとしております。また、市防災士会総会では今年度の主要事業の1つとして家具の転倒防止を重点施策として掲げています。対象世帯の選定、費用負担、家具の固定数の制限、市民への周知、希望世帯の把握要領等、課題は山積みではありますが、専門家や日本防災士機構など関係機関と緊密に連携し、飛騨市に見合った家具の転倒防止・固定化に取り組んでまいります。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○3番（小笠原美保子）

初めの補助金のところですけど、耐震化のところは私もネットで調べた程度でそんなに知識はありませんけど、シェルター、大体寝ているところを強化するとか、居間を強化するとか、部分

的なものが割とお気軽に補助金の利用をしていただけるのかなと思って見てきました。そうすることで、多分値段的にもかなり抑えられて、対象件数も増えることにつながるのかなと思うんですけども、私何人かにお尋ねしたり、昔からの大工さんにもお聞きしたところ、皆さんリフォームをしなければならないと思っているんですよね。すごく大掛かりでなければならないと思っていてシェルターというものをあまり御存じないのですが、その点は、気軽に利用していただけるようにどうやってこれからお知らせをしていただけるのか教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

シェルターにつきまして、これまで補助の実績としてはまだない状況でございます。今年度から利用していただけるように、間口が広がるように対象製品が広がるような要綱改正を行ったところであります。先進事例として他県などでやっているところがございますので、そういったところではこういった製品が取り扱えますというような事例まで例示しているところもございまして、今後、当市のほうでもこれでしたら補助対象となりますというものを例示できるような形で考えていきたいなと思います。

○3番（小笠原美保子）

ぜひその辺はよろしく願いいたします。頭からうちは無理とっていらっしゃる方がとても多いので、そういうことがあるというのが分かれば考えるきっかけにもなると思いますので、ぜひやっていただきたいなと思います。

1つ気になったのが、皆さん口をそろえて「そんなお金はない。」とおっしゃるんですが、その件に関しては、例えば利用をするときにご自分で一旦払ってから補助金をいただくのか、差額を払うのか、業者のほうへ直接市から払っていただけるのか、どういう仕組みになっているのか教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

補助の制度につきましては、一旦申請をしていただいて、市のほうで交付決定をした後に申請者の方が全額支払いをしていただいて、それに対して補助をするという仕組みになっております。これにつきましては、新築助成の制度でも同様になっておりますので、利用する側からしますとお金を準備するという難しい点はあるのかと思いますけれども、現状の仕組みとしてはそういうような形になっております。

○3番（小笠原美保子）

普通はそうだと私も思っていたんですが、市民の方から言わせるとちょっと厳しい方も多いのかなと思うのでそこを検討していただくとありがたいと思います。これを言いかけるときりがない話で、決まりは決まりというのは分かるんですけどもよろしくお願ひします。おうちのことは住んでいらっしゃるのであれば考えることもできるんですけども、私いつも空き家の対策を言っていますが、住んでないおうちに限って危険な状態だったり古くなっていたりするのですが、そこら辺は持ち主の方にはどのようにお伝えしていますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

空き家に対する取り組みになろうかと思えますけれども、例年、固定資産税の納税通知書を税務課で発送する際に、空き家として把握しているところについては市として取り組んでいる空き家対策などについてご紹介するチラシなどを同封させていただくということでご案内をしています。

○3番（小笠原美保子）

先ほど古くなったおうちが多いところを重点地区にして個別訪問すると伺いましたけども、これから県とも連携をして大々的にちゃんとやっていかれるという話ですが、空き家に関しては、その件はどのようなふうに対応されるのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

空き家のところにつきましては訪問時にポストへチラシを投入させていただくということなんですけれども、明らかに空き家で、地元の区のほうから特定空き家などについての相談があるところにつきましては、別途に空き家対策としての対応を取らせていただくというふうになっております。たまたま住んでいないだけで程度のよいものと、そうではない特定空き家にしなければいけないというようなものとかかなり差がありますので、対応についてはそれぞれ異なってまいります。

○3番（小笠原美保子）

おうちのことを言いかけるとたくさん出てくるのでこの辺にして、家具のほうへ。もう1つ気になるところを教えてくださいと思うんですけども、家具の固定は本当に大事だと思うんです。私、能登のほうへボランティアへ行ってきたんですが、後片付けの運び込まれるものを仕分けするところにいたのですが、割れ物がすごく多いんです。お茶碗とかガラスとか。ガラスなんかは本当に危ないんですよ。分厚いガラスでもばりばりに割れているものが持ち込まれていました。もちろん冷蔵庫とかも危ないのでもくつつけるのは大事なんですけども、ガラスや茶碗のように、ものすごく危ないけども手軽に取り組んでいただけたところ、できることからやっていくということが大事なのかなと思っています。その点は別に防災士や各関係者というふうにならなくても各家庭で気軽にできると思うんですが、もうちょっとお勧めしていただけたらいいと思いますけど、どうお考えでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

割れ物などを飛散しないようにという簡単な防止法というのはいろいろありますが、それらにつきましても各種防災講話のときに説明をしております。例えばガラスに窓フィルムを貼るですとか、茶だんすが開かないようにちょっとしたストッパーをかける、輪ゴム辺りでも十分ですが、そういうような説明をしております。

○3番（小笠原美保子）

各個人の意識の問題になってくると思います。一番心配しているのは、みんな気にはなっていてやらなければいけないというのは口をそろえておっしゃるんですけども、自分の家ではできないけど他人が入るのがすごく嫌だということもあるので、常日頃の信頼関係が大事ななと思います。その点、防災士だったら地元にもいらっしゃると思いますし、民生委員もそうですが、そういった方々にも意識していただいて常日頃からそういったご家庭へのコミュニケーションを取っていただいたりとか、「こういうことは危ないからやっぴいこうね、私お手伝いするよ。」という声かけがいるのかと思うんですが、その点はどうお考えでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

家具の重いもの、特にたんすとかそういうものは建築関係の専門の方でないといけない部分があります。実証実験で高齢世帯へ入って家具の固定をしたという事例では、防災士、建築の方、そのほかに議員ご指摘のとおり安心感をいただくためにケアマネージャー、児童委員、民生委員と大体1チーム5～6名でお宅にお邪魔するということになっています。ただ、やはりそれぐらいのチームを組まないと大型家具の固定というのは非常に難しい話です。一方、高齢世帯の方は見知らぬ人が入ってくるのは嫌だということで非常に抵抗感をお持ちですので、まずはケアマネージャーにしっかりご説明いただいて、お立ち会いのもとでチームとして入るということを今実証実験の結果としてやっています。今後それを拡充していこうと考えています。

○3番（小笠原美保子）

きめ細やかに考えていただいてありがとうございます。ぜひそのように進めていただきたいと思います。災害が起きると、みんなこうやって意識が高まってばたばたといろいろなことを考えるんですけども、時間とともにすぐ忘れていきがちの部分ではあると思いますので、継続して市のほうでも取り組んでいただけるとありがたいと思っています。

では、次の質問に移らせていただきます。観光の推進・対策についてお尋ねいたします。コロナ禍の影響で低迷していた観光業界が、円安の影響もありインバウンド需要も含めて回復しています。この飛騨地方でも自然や日本らしさを求めた外国人旅行客が多く訪れ、今後も増加すると見込まれています。飛騨市は静かで人々の暮らしに近く、落ち着いて過ごしていただけると思いますし、実際にその点を気に入ったりピーターもいらっしゃるようです。飛騨市のよさを積極的にPRし、観光客のニーズに合わせ多くの方に訪れていただけますよう取り組みをお尋ねいたします。

まず、SNSなどの観光客への情報発信の取り組みについてです。旅行に行くときは観光地の情報収集をしますが、どこも様々な手段で公開、PRされています。PRの方法はいろいろあると思いますが、実際に訪れたいと思えるような取り組みが重要です。特に海外から訪れる方にとっては情報が頼りですし、心に残るものがあると旅行も楽しみになるのではないのでしょうか。飛騨市の魅力をどのように発信されているのでしょうか。

2つ目は、インバウンド需要をどのように捉え、取り組んでいるのでしょうか。訪れてくれる人々へのニーズ、関わる業種など幅は広がりますが、方向性の確立により取り組みがスムーズ

になると思います。現状、今後の取り組みをお尋ねいたします。

3つ目は、民間業者の知恵に任せる取り組みはどのようにされていますか。観光客を誘致し、増加に伴い、地域が活性化することで経済効果や雇用の発展につながります。また、人口減少や衰退の問題を解決できるきっかけにもなりますように、地域を愛する方々との連携が大切です。民間業者や地元の方々との取り組みはどのようにされていますか。以上3点、お尋ねいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、まず1点目の観光客への情報発信についてお答えいたします。

飛騨市の魅力の発信につきましては、現在、飛騨市及び飛騨市観光協会の公式観光サイトやSNSに加え、薬草ビレッジ構想などのプロジェクト、ひだあそびなどの体験交流事業、飛騨古川まつり会館などの観光施設からもそれぞれ積極的な情報発信を行っております。そのうち、飛騨市公式観光サイト及びSNSでは、英語圏に向けて英語での情報発信も行っております。その内容は、旅行者がほしい情報をダイレクトに届けられるよう、日々変化する旬の情報やイベント情報をはじめ周遊プランの提案、交流体験プログラムの紹介や予約受け付け、アクセス情報などとなっております。また、市内観光関連事業者からの情報発信につきましては、近年、多くの観光客がグーグルマップで情報収集を行うことから、機会を捉えて店舗情報や口コミなどをチェックしていただき、最新の情報を掲載していただくようご提案を行っているところです。こうした情報発信は、それぞれのサイトへのアクセス情報などから効果の有無などがある程度把握できることから、定期的にログ分析を行いながら、引き続き、効果・効率的な情報発信に努めてまいります。

次に、2点目のインバウンドの需要と今後の取り組みについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、コロナ禍で打撃を受けたインバウンドは、近年急激に回復しつつあると言われており、日本政府観光局によれば本年5月の訪日客数は300万人を超え、同じく5月の過去最高であった2019年の数値を20万人以上上回る数値となっております。飛騨市におきましては、令和5年の宿泊者数、8万2,678人のうち外国人は9,310人で、2019年の1万1,181人に戻りつつあり、古川町内の町家を改修したゲストハウスや老舗の旅館に宿泊し、ゆっくりとこの地を楽しんでいる外国人観光客の姿も多くなってきております。しかしながら、現在、訪日前の旅行者に対しましては、中部地区でも有数のインバウンド訪問地となっている高山市や白川村といった観光地に隣接した飛騨市が単独で情報発信を行っても十分な効果が見込めず、費用対効果の面からも現実的ではないと考えられるため、現在、飛騨地域観光協議会、飛騨観光宣伝協議会など近隣自治体と連携した広域での情報発信を主体とした誘客を進めることとしております。こうした取り組みによりまして、まずは訪日中に飛騨地域にお越しいただく外国人観光客を増やした上で、高山市や白川村を訪れる外国人観光客に対し飛騨市の魅力を伝える情報発信を行うほか、市内飲食店や宿泊施設等の声を聞きながら、外国人観光客のニーズに合った飛騨市らしい体験をしていただける来訪地となるべく、様々な方向から取り組んでまいります。

次に、3点目の民間事業者等との連携についてお答えいたします。飛騨市は高山市などと違い、

いわゆる観光都市ではありません。したがって、飛騨市観光協会の構成員には、観光分野以外の事業者の皆様も多く含まれておまして、飛騨市の観光はまちづくりに近いものと考えております。こうした視点から、議員ご指摘のとおり地域の事業者の皆様との連携は必要不可欠であると考えておまして、現在、市が様々な取り組みを行うに当たっては、観光協会をはじめ飲食店組合、旅館組合、街歩きガイドなどの総会等の機会を利用いたしまして様々な課題やご意見を伺っております。今後も引き続き現場主義を徹底し、市民の皆様や関連事業者の皆様方から現場で生の声をお伺いし、それを観光施策に反映できるよう努めてまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○3番（小笠原美保子）

ざっとした質問によく答えていただいております。SNSの発信をされていてアクセス数から効果が目に見えて分かるということだったんですが、現状としてはどうですか。つながっているのか、そこだけ教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

インバウンドの方たちは国ごとによってどういったツールで情報収集をされるのかという傾向みたいなものがございまして、特に香港とか台湾の方たちはSNSで得た情報をもとに来訪地について検討されるという傾向があります。先ほど答弁申し上げたように、ログ分析ということで、どういった方たちがどういった言葉に反応してそのページをご覧になっておられるのかということを定期的に分析いたしますし、その時期に合った情報をSNS届けられるように、例えば春先ですと3月から古川祭まではお祭りの情報がたくさんあがるようにしたり、祭りが終わった後はゴールデンウィークに向けて季節の花の情報とか、自然関係の情報が多く伝わるようにしたりということを重ねていきながら、適時にいろいろな情報をお伝えできるようにしております。

○3番（小笠原美保子）

皆さんそうだと思うんですけども、例えばどこかの土地へ訪れるときというのは見るもの、体験するものはもちろんなんですけども、その土地で作っているものであったり、どんなおいしいものがあるのかなというのがとても大切になってくると思います。古川の街の中を見渡してみますと、訪れてくださった方がお気軽に飛騨のものを食べていただくとか、楽しんでいただく場所が少ないように感じるのですが、今後、例えばお食事とか、休憩する場所に関してはどのようにお考えですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

普段のところからご覧になられると、外国人の対応をしていらっしゃる店舗が少ないように感じておられるのは事実だと思うんですが、例えば、濃飛バスは高山市から古川町への路線を使いまして、市内の提携している飲食店へ夕食を取りに来ていただくツアーですとか、日中でしたらカフェとか喫茶店へ訪れて、食べ歩きでみだらし団子とかも組み合わせたセットの商品を販売していただいております。複数店対応していらっしゃる店舗もございます。実際、私たちが飲食店へ

行ったときに話を聞きましたり、目にすることがあるんですけど、古川町のゲストハウスとか夕飯の伴わない宿泊施設に泊まれたお客様に対しては、その宿泊施設でお店のご紹介をされて、それに伴って食事をされている姿も拝見します。あと、国によってはハラールとかベジタリアンとか、食に対するいろいろな嗜好もあるんですけど、そういったことに対応していただける店舗も徐々に増えてきておましてある程度数が今存在しておりますので、今後もそういった店舗が増えていくとともに、実際受け入れてお困りになられることもいろいろお聞きしておりますので、そういったことにもフォローしていきながらお食事をしていただいたり滞在時間を楽しんでいただけるようにしていきたいと思えます。

○3番（小笠原美保子）

ツアー客が多いということですね。飛騨地域で広域で連携して飛騨市に立ち寄っていただくようにやっていくというのを伺いましたけども、立ち寄っていただいたその滞在時間をできるだけ延ばしていただけるのが大事なと思うんですけども、その点に関してはどういうふうにお考えなのかと思います。例えば体験で何かしていただくとか、お食事もそうですが、今議会でもたまに出来ますけど有機野菜に取り組むようにしていくということであれば飛騨市の野菜や有機野菜を全面的に出していくとか、やり方はいろいろあると思うんですけども、その滞在時間を延ばすためにどういうふうに取り組んでいくと考えていらっしゃるか教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今ほど議員は「ツアー客が多いんですね。」とおっしゃいましたが、ツアーといいましても飛騨市は小さい町ですので大勢の団体での旅行ではなくて、家族とか小グループでの旅行で来られる方のほうが多いんです。先ほど旅前の情報提供とか誘客のための方策として飛騨地域観光協議会とか、そういった広域の組織を利用して周知を図っていることを申し上げましたけれども、そういったことの取り組みの1つとして、小グループとか個人客の方たちは個々の旅行会社から直接宿の手配とか体験メニューの手配をされるいわゆるラウンドオペレーターという方たちを介して旅行の手配をされることが多いものですから、そういった方たちへアプローチをして、実際に体験でお越しいただいて、ご自身でも見ていただいたうえで外国人の方につなげていただくといった取り組みをしながら、具体的にいろいろなご提案をしていただけるための取り組みを進めております。

○3番（小笠原美保子）

外国人の方はとても多いですもんね。比率でいくと外国人の方のほうが多いのかなと。ただ、アジア系だと日本人なのがちよっとよく分からないのですが。

ちよっと私的な話になりますけど、私の地域にオーストラリアから移住してきた方がいらっしゃるんです。ご家族丸ごとでいらっしゃっているんですね。よっぽど日本好きかと思ってお話を伺ったんですけども、日本はもちろん好きなんですけども、いろいろな国へ行っていると。なぜ飛騨市を選んでくださったのかとお尋ねしたんですけども、自然が豊かで山が近いというのが一番の理由だったんですね。でも一番のきっかけは、2～3年前に高山市からずっと来て飛騨市にも寄られた。でもそのときは何も見れなかったとおっしゃるんです。とにかく大雪で前も見えないほ

ど、車を運転するのもものすごく困難だったというぐらいのときにいらっしやって、町の中はなにも見ていないとおっしゃるんです。その1回きり古川町に立ち寄っただけなのに飛騨市へ来て、古川町でおうちを買って住んでいらっしやるんです。それを思ったときに、何が魅力になるか分からないなと思ったんです。その方たちにとっては山が近いことと大雪だったということがきっかけなんです。私たちは住んでいて雪が降るとすごい大雪だと、朝起きるのも嫌なぐらいになりますけども、雪のない地域からいらっしやる方にとったら見たこともない景色がそこにあるわけです。それがすごくよくて住んでしまうという方もいると思ったときに、本当に1つ1つのよさというのは地元の方でも気がつかないところに多いのかなと気づかせていただきました。だから私の地区ばかりではなくて、市内にそういう方はいらっしやるのではないかと思うんですが、例えばそういう方たちの声とか、きっかけとか、アドバイスとして1回お聞きになられるといいのかなと思うのですが、どう思われますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

議員ご提案のとおり、そういった機会を設けることは大変参考になると思いますので、どんな方がこの地域にいらっしやるのかを確認した上でやっていけたらと思っております。

○3番（小笠原美保子）

ぜひお勧めします。あと今のは外国人の方ばかりなんですけども、日本人の方は逆に車中泊が多いと伺っています。道の駅であるとか、私が伺ったのは駅裏の駐車場ですが、駅裏の駐車場の公衆トイレのお掃除に来ているシルバー人材センターのおばさんに伺ったのですが、毎年毎年、何度も何度も車で駅裏の駐車場にとまって古川町を観光される方がいらっしやると。常連さんがかなりいらっしやるみたいで、それも1人や2人ではなくて結構いるとおっしゃっているんです。それを思ったときに、もうちょっと日本人の方たちが夜であったり、朝であったり、お風呂とか、食べるものということが身近なところにもうちょっとあるといいなと思います。そういった車中泊の方々というのは把握されているのか教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

数値的に把握しているわけではありませんが、若宮駐車場にとまっている車のナンバー確認などにも職員が毎日回っていますので、そういったときの話であるとか、私たち自身も若宮駐車場に車をとめていますので、キャンピングカーで来られている方が昔と比べると増えてきているなというのは感覚的にも感じております。

○3番（小笠原美保子）

昔のことを考えると、ドラマで出たとか映画に取り上げられたというと爆発的に人が訪れてどこもかしこも潤うんですが、そこに頼ることばかりではなくて、ずっと続いているよさ、文化であったり、自然であったりというところが一番の売りなのかなと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。では、最後の質問に移ります。

最後に、やさしいまちづくりのための休憩できる場所についてお考えをお尋ねいたします。夕

方、町を歩くと散歩をしている方をお見かけします。これからは暑い季節になるため、体調に気をつけながら体力をつけるためにも続けていただきたいと思います。古川の町なかには比較的ベンチがあったり、屋根のついた休憩するスペースがあるため、高齢者の中には自分たちでお散歩コースをつくり、休憩できる場所で2～3か所休みながら体力づくりをしておられます。休憩できる場所が集いの場にもなり、交流することも楽しみになっているようです。しかし、町なかから少し離れると休憩する場所がなかなかありません。荒城川沿いを散歩する方々が「少し座る場所がほしい。」「薄暗くなったときに明かりがほしい。」との声もあります。また、そのような一休みの場所があることで、地域の方との交流の場にもなるとも伺っています。お散歩するには年齢的にも一度にはたくさん歩けないためベンチがあるとよいとのこと。管理のことなど考えることもたくさんあると思いますが、高齢者の方がゆっくり楽しんで、認知症の予防や体力づくりができますように、市のお考えをお尋ねいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

散歩コースへの休憩施設の設置についてお答えします。

町なかを散歩される市民の方が途中で休憩できる場所としては、道路沿線の公園やポケットパークなどが考えられます。道路上では車両や歩行者の通行を阻害することとなり、ベンチ等の工作物の設置は難しいのが現状ですが、瀬戸川沿いの道路など交通に支障がないと判断される場所においては、観光スポットや景観を楽しんでもらえるようベンチ等の設置も行っており、こうしたベンチ等は市が設置するものや地域住民が自ら行うもの、寄附によるものなど様々あります。議員お尋ねの休憩所の設置につきましては、市民や観光客がゆっくりくつろぎ、交流できる場所として大変有効であり、市有地では道路沿いのポケットパークや公園のほか、公共施設の敷地活用などが考えられますので、今後地域において設置要望がございましたら、場所の選定も含め関係部局と検討してまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○3番（小笠原美保子）

場所は限られてくるとは重々分かっております。ただ、その場所ではないところにほしい方がすごく多いので困っているんですが、例えばなさそうな場所のところはどういうふうにお考えなのかお尋ねされるといいのかなど。市民の方の声を直接聞かれると、それが一番いいのかなというの思います。私は毎日犬の散歩へ行くんですが、そのときに会う方はほぼ決まっています。先ほど質問の中にも出しましたが、2～3か所休みながら行かれるという方なんですけど、頑張っているんですよ。例えばこのベンチで休んだ。1人だったら帰る。でも、今日は連れがいるから次の休憩場所まで行こう。その休憩場所まで行ったらまたお友達が待っている。じゃあ次のところへ行こうってどんどん歩く距離が延びるんです。そうやって思ったときに、本当にただ休むという場所ではなくて、得るものが大きいというか、その方たちにとっては本当にいろいろなことでありがたい場所になっているんだなというのを感じます。

今まつり広場でもベンチがすごく綺麗になったじゃないですか。あそこは前からですが、学校

から帰ってきたお子さんたちがベンチの上で宿題をやっているんですね。やっぱり気持ちがいいし、お友達も分かっているから集ってくるからだと思うんです。休憩する場所というだけではなくて集いの場所になっているわけです。観光客の方にとってもそうだと思います。ゆっくり休んで地元の方とお話ができる場所があるというのが何か所かある、飛騨市っていいね、飛騨市の人たちはいい人たちだねということにつながると思うんですが、どうお考えか聞かせてください。

◎議長（井端浩二）

12時を回りますが、このまま進めさせていただきます。答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

それぞれ散歩されている方がここにベンチがほしい、ここで休憩所がほしいと様々な要望があると思います。地域の声としてここにほしいというような要望をしていただければ、その場所によって公園だとかポケットパークであれば基盤整備部が所管しておりますので対応することができますし、ほかの公共施設の敷地のこの一角にほしいということであれば施設管理者の部局で検討することができると思いますので、そういった地域の声を要望していただくというのが一番よろしいかと思います。

○3番（小笠原美保子）

ご要望を待っていると道路とか川の話ばかりで休憩所の話は出てこないと思うのですが、そういうお話が来たらぜひ検討してください。よろしくをお願いします。

私たち大人がどれだけ飛騨市のことを愛して夢や希望を持って取り組んでいけるかということが、これからを担ってくれる子供たちにもすごく影響するのではないかと思います。なので、そこら辺に向けていろいろ提案させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

〔3番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で3番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時00分といたします。

（ 休憩 午後0時01分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

7番、森議員。

〔7番 森要 登壇〕

○7番（森要）

それでは、私は大きく2点の質問をさせていただきます。初めに1つ目です。千代の松原公民

館の花壇整備等についてお伺いいたします。

千代の松原公民館の玄関前の左右の花壇及び道路側の空き地には除草剤がかけてあるため、枯草で覆われており大変見苦しい、何とかしてほしいと市民から要望を受けまして、実際に見てきました。私が青年の頃は青年団活動、クラブ活動などで利用してきており、大変思い入れのある施設です。河川敷内で廃止の声もありましたが何とか存続していただき、現在も利用されていることに感心しております。かつての利用ではないにしろ、なくてはならない施設と思っております。老朽化しているにしても、その維持管理は重要です。そこで次の4点を伺います。

1点目、施設の管理について。かつては教育委員会の職員が管理されていたこともありましたが、現在の施設管理はシルバー人材センターに委託と聞いています。いつから委託されているのか、その理由を併せて伺います。

2点目、千代の松原公民館の利用について。千代の松原公民館の利用は主にどのような方々、グループの利用があるのか、過去3か年の利用件数や利用人数等の実績を教えてくださいと思います。

3番目、花壇の整備、周囲環境の草刈りについて。老朽化した施設であるほど身ぎれいにしておく必要があると考えますが、玄関前の左右の花壇や道路側の空き地に除草剤をまいた背景はなぜか、理由を伺います。

4番目、今後の展開について。地元の向町地区の老人会は「千歳会」と言います。その役員に花壇の整備、手入れなどを依頼してみましたが、現地を見てこられて、除草剤をまいてあるので何ともしようがないとの返事をいただきました。今後の展開としてどのように考えているのか伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、千代の松原公民館について4点のご質問にお答えいたします。

1つ目の施設の管理については、今後、飛騨市の人的資源の制約が想定される中、安定した行政サービスを継続的に提供していくためには、多様化する行政ニーズの中で市職員でなければならぬ業務を見定め、アウトソーシングや事務改善を推進する目的で、令和5年3月に「飛騨市業務効率化推進計画」を策定しているところです。計画の中で、公民館の管理業務は施設の予約や当日の貸館業務が主で、これは比較的単純な業務のため市職員でなくても対応が可能との判断から、古川町公民館、神岡町公民館、千代の松原公民館の3つの管理業務を外部に委託することにいたしました。中でも一番利用者数の少ない千代の松原公民館をモデルケースとして、昨年4月からシルバー人材センターへ委託し、特段運営上の課題等が発生しなかったことから、本年4月より古川町、神岡町の両公民館の管理も同所へ外部委託を行ったところです。この外部への業務委託により生まれた効果として、人件費が抑制でき、公民館施設に係る経常経費のコストを縮減することに加え、管理人が急な体調不良で勤務することができなくなったときや年休を取得した際は生涯学習課の職員が代替勤務を行うことが過去幾度かあったことから、外部委託は職員の負担軽減にも効果があるものと考えております。

2点目、施設の過去3年間の利用実績ですが、令和3年度が利用件数736件で6,375人、令和4年度が914件で7,985人。令和5年度が940件で8,515人となっています。なお、令和3年度は8月27日から9月30日までの約1か月間、新型コロナウイルス感染症で市有施設を閉鎖したことを考えますと、例年8,000人前後の利用があったと見込まれます。なお、利用団体の年齢比率を申しますと、乳幼児から青少年の利用が30%、高齢者団体利用が33%、成年のサークル活動や地区の利用が27%という利用状況です。

3点目の花壇の整備、周辺環境の整備と、4点目の今後の周辺環境整備についての方針は一括してお答えいたします。公民館施設の管理委託については、公民館施設の予約受付や利用者の対応のみとしており、施設周辺の花壇の手入れや除草等は業務に含まれておりません。このため、これらの管理は生涯学習課で行う必要があります。このうち、まずは雑草化を防ぐことが必要であるという考えで、今年度は試験的に道路側に面した敷地の雑草化を防ぐため防草シートを敷く予定としております。薬剤の散布については、シートを敷く前に草の除去をするために行ったものです。なお、花壇の管理については、もし地元シニアクラブ等のご協力が得られれば大変ありがたいことと考えております。例えば花壇の土の上にプランターを設置し花の苗を植えることで、玄関前の彩りのある景観に変えて利用者を迎えることができれば皆さんに喜ばれるのではないかと考えております。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○7番（森要）

施設の管理のいきさつを聞かせていただきました。利用者も8,000人ということで非常に多いなと感じております。外の除草剤をまいたのは今年防草シートを敷くためだということでした。そして花壇等については地元からの協力が得られるのであればお願いしたいということでありました。基本的にはシルバー人材センターに頼んでいるのは受付とか予約だけということだから、周辺環境の整備は委託内容に入っていないということは分かっております。しかしながら、飛騨古川まつり会館の広場は職員の方も一生懸命草を刈ったり、手に負えないところはシルバー人材センターの方が取ったりしていますよね。飛騨市交流センターも職員が芝を刈ったりしています。神岡町の公民館とかいろいろあるんですけど、受付は受付でいいけど、シルバー人材センターに飛騨古川まつり会館でやっているような管理委託も必要なのではないかと。ただ、防草シートを敷いておくだけではみっともないような気がしますので、例えば三つ葉をやって草を刈れば三つ葉は芝生みたいにきれいになるんです。そういう環境整備を老朽化している施設ほどしっかりとやる必要があるのではないかと思います。市の花いっぱい運動で種をくださいますよね。あそこに教育委員会の担当職員がいたときはしっかりと水をくれたりしてございましたけれども、やはり花壇でもそうやってやってくれると非常にきれいになって、訪れる方も安心する。委託している人たちが無理だとすれば違う人に頼むということも大切ではないかと思いますが、シルバー人材センターに管理を委託するということが可能なかどうか、それが検討できるかどうかを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

施設の周辺、敷地内を含めて、昨年度の思いとしては防草シートで対応ということを考えてい

たんですけど、今議員がおっしゃられるようにもう少しやり方もあるのではないかとということで、またシルバー人材センターのほうに、そういった業務を受けてくださる人がいるのかどうかも含めて、予算的なこともありますので年間何回やるかというお見積もり等々を勘案しまして、できたら今言われるように花と植栽とかで彩りがある施設にすれば、皆さんに気持ちよく使っていただけるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討させていただきたいと思います。

○7番（森要）

ぜひ検討していただきたいと思います。玄関前の花壇についてはしっかりと設置して、向町では千歳会というのがあって、そこが除草剤をまいてあるからできないと言ったけれども、除草剤はラウンドアップとかグラモキソンというものならすぐでもできますけど、ひょっとすると1年ぐらいで駄目な除草剤もありますので、どんな除草剤をまいたのかも確認しながら、もしかして来年からも使えるなら地元の方々にお問い合わせするという方法もあると思うので、まずは除草剤は何という種類をまいたのか調べていただいて、花壇についてはそういう方法もあるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

私も薬剤散布の種類までは把握しておりませんので、今議員がおっしゃる短期で抜けるものなのか、土壌が回復するものなのか、あるいは結構時間がかかるものなのか。例えば土起したり、土を入れ替えないといけないとなると大きなこととなりますので、その辺りの状況を見定めながら、どういうパターンでならできるかというところは思案させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○7番（森要）

ぜひ検討をお願いいたします。

それでは2番目の質問に入りたいと思います。古川町公民館のトイレの改修についてでございます。

私が議員になったときに、この古川町公民館を利用される方から和式トイレでは高齢者にとって難儀するという声を聞いて、古川町公民館をはじめ市役所、観光施設など洋式トイレに改修するよう提言をした覚えがあります。改修につきましては高額のため、計画的に順次更新するという回答をいただいたいきさつがありました。実際にやってもらったところも確認しています。先般6月9日に飛騨市総合防災訓練がありました。私は古川町公民館が指定避難所になったこともありまして、避難所開設訓練に避難所運営協力防災士として参加しました。その際、トイレは大分年数がたっているので改修されたと思っておりましてけれども、ほかの参加された防災士の方からトイレが和式で何とかしてほしいという声を反省会のときに聞きました。既に私は5～6年たっているので全て改修されていると思っていたのですが、計画的にやると言ったわりにはやっていない。非常にびっくりしました。そこで次の3点を伺います。

古川町公民館において、過去5年間の改修実績はどうなのか。町なかのトイレはかなり改修されてきましたけれども、古川町公民館においてはまだなっていないということで、過去5年間で

あそこを幾つずつやったのかという改修実績を教えてくださいたいと思います。

2つ目は、古川町公民館の今後の整備計画。古川町公民館を避難所として利用する場合に、トイレも非常に重要です。今後の整備計画を伺います。

3番目、他の指定避難所の状況について。避難所には古川小学校体育館、古川西小学校体育館、古川中学校体育館、河合町公民館、友雪館、神岡町公民館等があります。その避難所を利用する場合、どこを利用して、そのトイレの状況はどのようになっているのかを伺います。また、和式になっている場合は今後どのように整備していくのかも併せて伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは古川町公民館のトイレ改修についてお答えいたします。

まず初めに、市有施設全体のトイレ洋式化の状況についてご説明させていただきます。市では令和元年に「公共施設トイレ整備方針」を策定し、総合政策指針期間内の令和2年度から令和6年度における公共施設のトイレ洋式化の推進を定め、総合政策指針の事業実施指標、いわゆるKPIでございますが、公共施設トイレの洋式化率を基準値である平成30年度の65.6%に対し、令和6年度末の目標値を68.9%としております。この整備方針では、洋式化を優先的に行う施設として10施設と5か所の都市公園を選定しております。その選定に当たっては洋式便器が未設置の10施設を最優先としており、古川町公民館については確かに洋式トイレの数は少ないものの、既に洋式便器が設置されている施設であることから、この中には含まれておりません。現在の進捗状況としては、令和5年度末時点で10施設と4か所の都市公園の整備を終え、現時点での洋式化率は72.3%で、総合政策指針の目標を達成しております。今年度、次期総合政策指針に合わせて公共施設トイレ整備方針の改定を予定しており、この中では施設ごとの洋式便器数の充実をテーマとするよう検討してまいりたいと考えております。

それでは、お尋ねの点についてお答えいたします。1点目の古川町公民館の改修実績については、平成29年度に各階の男女トイレの整備を行ってございまして、洋式便器数は男トイレ5基、女トイレ5基となっております。整備率は46%となっております。

2点目の古川町公民館の今後の整備計画については、現在和式便器の数は男トイレ5基、女トイレ10基となっておりますので、公共施設トイレ整備方針の改定の中で、令和7年度以降の5か年の間で整備率を向上していきたいと考えております。

3点目の他の避難所の整備についてお答えいたします。先ほど答弁を申し上げましたとおり、まずは洋式化が未整備の施設を優先して実施しております。具体的には、生涯学習課所管では令和2年度には宮川町打保地内の坂下改善センター、令和3年度は同じく宮川町杉原地内の高齢者コミュニティセンター、令和4年度は神岡町小萱地内の上村コミュニティセンターを順次整備し、公立公民館ばかりではなく全てのコミュニティセンターの洋式便器未整備箇所の施設を解消したところです。また、体育館や屋内運動場の施設においても同様に未整備箇所を解消したところです。市指定避難所のうち学校施設はほぼ100%に近い整備率で、コミュニティセンター関係は70%、公民館関係は46%となっております。一方、整備率が低い施設として、古川町トレ-

ニングセンターが19%となっております。今後の整備方針といたしましては、拠点避難所や広域避難所を中心に、引き続き市公共施設トイレ整備方針のもとで整備率の向上を目指して整備を進めてまいりたいと考えております。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○7番（森要）

そういった整備計画をつくってやるということを聞いて、実際にやっているところも確認しました。避難所に公民館が指定されたということ踏まえて、男トイレ5基、女トイレ5基ということで、整備率はまだ少ないわけですけど、むしろこういうところも優先順位としては考える必要があるのではないかという気がしておりますがどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

言われましたように、特に今の石川県の地震の避難所を見ますと相当数の人がトイレ問題ということが課題とおっしゃっています。飛騨市も有事の際に合わせてトイレの整備を進めたいとは思っておるんですけども、洋式化については、人が常駐しない公共施設もあるんですけど、この計画の中でざっと300ほどの施設がリストにあがっております。そのうち、教育委員会関係は55の施設がありまして、毎年予算を決めて順番に整備を進めていくということでありまして、教育委員会としては避難所になっているところは高い洋式化率を求めていくようには努めておるところですけども、ほかの施設との兼ね合い、順番待ちということがございますので、その辺はご理解いただきながら、私どもとしては公民館とか使用度が高い施設を優先的にやっていくという姿勢でこの計画に対して訴求していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○7番（森要）

そういった整備計画はいいと思うんですが、避難所については実際に使われる方がいらっしゃいますし、公民館としても使えられる方が多いので、やはりここは少し早めにやってもらうというのではないかという気がしています。

それから古川小学校体育館とかは100%整備だということを聞きましたが、友雪館とか、神岡町公民館とか、桜ヶ丘体育館とか、11施設ほどあるんですが、避難所にされたところの和式はどうなっているかということ聞いていたんですが、そこはどのように把握されいらっしゃるでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

和式の便器数は個々にあるわけですけども、私が申し上げたかったのは洋式がない教育委員会関係の施設はございませんということで、今後、個数に限らず今言われましたように使用頻度が高いところについては計画をなるべく上位にして整備を進めていきたいという考えでありますので、和式が残っている施設があることは事実でございますが、思いとしては洋式化を進めてまいりたいということでございます。

○7番（森要）

整備計画をしていくことは分かっているんですが、先ほど私が聞いていたのは、避難所に指定されている例えば中学校の体育館はどこか便所を使いなさいよ。そこは和式なのか、洋式化されているのかということを知りたかったわけですが、それは調べていただいてなるべく早めに。それぞれ責任者の方がいると思うんですけど、その方々とも相談しながら計画をもう一度見直していただきながらやってもらいたいのではないかという気がしますがどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

トイレの仕様については、例えば友雪館という固有名詞が今出てきましたが、そのトイレはその施設の中のトイレを使うということですので、例えばほかのところへ行くということは基本的には考えていないんですけど。私の質問の取り方が、質問の意味が分かってない部分もあるかと思いますがよろしくお願いします。

○7番（森要）

例えば今の友雪館なら当然友雪館のトイレを使うんですが、そのトイレは和式なのか洋式なのかを聞いたかったということです。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

例えば男子トイレで和式の便器もありますし、洋式化をした便器も併用してありますので、1つの施設に洋式便所が設置されていないという施設はございません。

○7番（森要）

そういうことを聞いたかったわけですが。その中で、将来はまたここも洋式化にしていくということ踏まえて検討してほしいということを行いました。

それから通告はしておりませんが、公園のトイレも100%ということですが、例えば千代の松原公園のトイレですけど、これは1つは使用禁止で1つは和式になっています。あそこはゲートボールでたくさんの方が来ますが、男子トイレが使用禁止になったままになっているんですが、それについては都市整備課のほうかもしれませんが、そういったことは把握されているのでしょうか。ただ整備したからいいんだではなくて、実際に点検して大丈夫なのか、使っているのか使っていないのか。長い間使用禁止のままではいただけないと思っているんですが、どうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

施設の中で確かに「使用禁止」というような張り紙がある男子トイレを私も見たことがあるんですけど、年間の施設の修繕費の中で直していきたいんですけど、ほかの修繕に取られてそこまですぐは直らないという状況もあろうかと思いますが、今後は設置されているものはその機能を取り戻すという考え方ですので、故障した便器についてはしっかり直していきたいと考えております。

○7番（森要）

ぜひお願いしたいと思います。特に千代の松原公園は、ゲートボールとかで使われて非常に利用率も多いと思うんです。だから長く使用禁止というのは駄目だと思います。予算の関係もありますけれども、なるべく早急にしていただくとありがたいなと思っておりますのでよろしく願います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

〔7番 森要 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で7番、森議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時35分といたします。

（ 休憩 午後1時29分 再開 午後1時35分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

13番、籠山議員。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず1つ目、スケートボードエリアの課題解決策について。事実経過の説明を求めて質問いたします。今年度の総務常任委員会の所管事務調査が5月8日に行われました。その中で教育委員会事務局から神岡町、古川町のスケートボードエリアについての課題が提示されました。内容はといいますと、神岡エリアは路面やフェンスを整備し、9月7日に開放したけれども全体に利用が芳しくなく、利用実態調査が必要であるとのことでした。古川エリアは、何と神岡エリアどころではありませんでした。エリア候補地である宮川河川敷のヘリポートは危険だからスケートボードエリアとしての利用は不可能だということです。まさに寝耳に水とはこのことです。なぜなら、昨年にはこの候補地は公になっておりまして、昨年の3月議会には一部予算がつき、事業概要には「検証結果を基に、市内2箇所にスケートボードエリアを整備するほか、次の候補地の選定を進めます。」とまで書いてあるのですから。

5月30日、総務常任委員会では管内視察を行い、神岡町、古川町双方のスケートボードエリアの現地確認に入りました。神岡町のエリアは路面を塗装して柵を取り付けただけの中途半端な印象でしたし、古川町は候補地としていた宮川河川敷のヘリポート自体が緊急時の使用という目的上、ストッパーとなるフェンス設置が不可能で、もはや滑走は危険というマイナス物件でありました。確かに同じ河川敷の活用といっても、高山市の万人橋下にある高山市営スケートボードエ

リアとは面積も川までの空きスペースの規模も大きく違います。でも、厳しいことを言いますと、本来それらのデメリットにはもっと前に気づいて、市は方向転換しなければならなかったのではありませんか。それとも、デメリットに気づいていたけれども、それを承知の上で解決する手だてがあるから予算の執行に踏み切ったということでしょうか。ここにきて利用不可能だと言う。しかし、市民に公表して実証実験をし、設置を約束したスケートボードエリアなのですから諦めてはならないのです。これまでの経過も含めて市の認識を伺いたいと思います。

私の質問のポイントは1つです。解決策は出るのか。ぜひ解決策を出していただきたい。このことです。市としてどのような解決策を考えているのか伺います。いえ、代替地を必ず提示するというをお約束していただきたいと思います。青少年の利用を考えたときに、私は千代の松原公園や杉崎のわくわく広場など既設の公園に併設したほうが合理的。また、子供たちの青少年が寄ってくるエリアとしては本当に合理的だと考えていますが、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それではスケートボードエリアの問題点とその解決策についてお答えいたします。

最初に、これまでのこれまでの経緯について簡単にご説明いたします。先に開催された東京オリンピックスケートボード競技で、日本人選手がメダルを獲得した大活躍をきっかけに、議員からもご質問をいただいたことも踏まえ、令和3年11月に市内小中学生へのスケートボードエリア整備に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果、4割を超える整備の希望があったことから、令和4年度に有識者の意見を参考に古川町、神岡町の各1か所で実証実験を行い、その結果を踏まえ令和5年度には古川町と神岡町にそれぞれ1か所ずつエリアとする候補地を決定いたしましたところ。このうち神岡エリアについては、先日の総務常任委員会で現地視察をしていただきましたとおり、路面の整備とエリアを区切るフェンス設置を行い、一般開放を実施しているところです。管理者が常駐しないことから正確な利用人数は把握しておりませんが、中高生が利用されていることや、小さなお子さんの自転車練習の場所としても利用されているとの情報を得ており、子どもたちによる一定の利用がなされているものと認識しております。本年の4月には、改めて神岡町内の小中学校並びに高校へ当該エリアの利用をPRするチラシを配布しており、夏休み明けに利用者の声を聞くアンケート調査を実施する予定です。なお、このエリアについては駐車場としても使用される場所であるため、市ではセクションの設置は行っており、バンクなどのセクションが必要な方は自分で用意していただくようお願いしているところです。

次に、古川町のエリア候補地としていた宮川河川敷については、令和5年度に河川占用の許可条件などを整理、確認した上で調整を行ったところですが、エリアと河川の境に縁石がないため、場合によってはボードが川に転落する可能性が否定できないことや、エリア近くに大型の頭首工が設置されているなど安全にスケートボードを楽しむ場所としてはふさわしくないのではとの意見が出たことから、一旦計画を見直すこととなりました。このため、改めて新たな候補地を選定しているところですが、スケートボードが発する走行音や市有地での整備、主な使用者

となる子供たちがアクセスしやすい場所などクリアすべき条件が多いため、代替エリアの選定が大幅に遅れており大変申し訳なく感じているところでございます。議員ご指摘のとおり、公園整備と併せたエリア整備ができれば理想的であると考えますが、スケートボードエリアが占める面積や公園のレイアウトを踏まえると、公園内でのエリア整備は難しいと考えております。現在、古川町内で新たな適地を見つけるため、これまでの条件の見直しを図る実証実験を行うことを考えており、市有地のアスファルト舗装の施設などから幾つかピックアップし、早急に候補地の調整を進めていきたいと考えております。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○13番（籠山恵美子）

まずお聞きしたいのは、これまでヘリポートが候補地だというふうに議会にも説明がされました。3月議会に出されている「子ども達のスケートボードエリアの整備」の事業費は500万円予算がついておりますし、事業概要というところに、例えば神岡地区としては夕陽ヶ丘駐車場でやりますと。そのために必要なのは路面塗装整備、簡易フェンス設置、注意看板設置、この3つが書かれてあります。そして2つ目の古川地区ですけれども、場所は宮川河川敷（ヘリポート）。そして、その下に必要な整備としては注意看板設置。これしか書いてないんですよ。これはなぜなのでしょう。私が経過を知りたいというのがここなんです。ヘリポート、誰だって見たらすぐ分かります。ブーンと行ったらそのまますとんと川に落ちてしまうようなエリアです。私たちも実際に管内視察で見ました。でも、それは当然そこに何かの手を加えてきちんと安全なように手だてを考えたから、このヘリポートを候補地にしたということではないんですか。教育委員会の顔ぶれが変わったからですか、急にこれは危険で不可能ですとなるのは私たちは納得いきません。そこに何があったのか、きちんと説明をしていただきたいと思っております。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

ヘリポートの関係でございまして、県の古川土木事務所と改めて打ち合わせをしたところでございます。ヘリポートの使用上、構造物は建てられないということです。例えば、私どもは当時ここが堤防上ですというような注意看板なりを立てるという計画でありましたけれども、それすらできないということが分かりました。また、河川との境がないとか、頭首工というような近くに大きな取水口があることを踏まえて、不可能ではないんですけども、私どもとしてはここは危険の要素がありますので好ましくないのではないかとということで、一旦計画を見直したほうがいいのではないかと申し上げたところでありまして、不可能ではないかと思うんです。ただ、その辺の私どもの考え方に考慮するところがありまして、もう少し時間をいただくことと、もう1つ今考えていることは、走行音が前々から問題になっておりまして、先ほどの答弁で申し上げましたように走行音について市街地内でそういったことができるかどうかというところを探してありまして、そこで実証実験をして時間帯とか使用時間をある程度決めることによって子供たちにより安全にスケートボードで遊んでもらう場所を見つけたいというふうにさせていただきたいと思うところでございます。

○13番（籠山恵美子）

まず最後のほうからですけど、滑走するときの音、スケートボードに限らず、例えばバスケットボールをやっている、野球のカーンというのをやっている、スポーツは音はするんですよ。スケートボードだけ無音でやれなんていうこと、そんなスポーツはないわけです。それから、先日高山市の河川敷のスケートボードのところを改めて見に行きました。お二人滑っておられました。舗装は特別な舗装でもなかったですけども、堤防から下がった河川敷という意味では条件は古川町と一緒にですけど、全然うるさいなんて思わないんですよ。川の音に紛れるぐらいです。でもそれは10人、20人と来たら分かりませんよ。でも、飛騨市が進めたことはスケートボードの特殊性、音が伴うものだということも含めて青少年にスケートボードがやれるエリアを保障しようということなのではないかなと思うんです。

私は何でかんでこのヘリポートでやってくださいと言っているのではないんです。ただ、それがこういうふうになってしまった。それは以前ヘリポートを候補地にした、その調査が手薄だったのか。あるいは、所管事務調査のときにいただいた資料の中にも、教育委員会事務局長がおっしゃったことも書いてありますけど、まず消防本部では河川占用許可を受けているんですよ。ところが、河川管理者である古川土木事務所と改めて協議したらここは駄目だと。別途占用許可を受ける必要があるという回答でしたし、許可に当たっては増水時の対応とか落下防止策などの安全対策がなければ許可は難しいということですが、変更した理由は、結局はどこですか。つまり最初に候補地と決めたときに消防本部が許可をくれたからいいのではないかと終わってしまったのか。そのときに河川管理者の古川土木事務所に許可の確認を取らなかったのか。これはやっぱり手抜きがあったのかもしれないし、何かほかの事情があったのだとしたら、そこを私たち市民に分かるように経過を説明していただきたいということなんです。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

今議員おっしゃられましたように、その辺の1つ1つの確認というところで、確かに適切に対応していなく、いわゆる前のめりになってここがいいのではないかと。といいますのも、御存じのように古川町内で適切な場所ということは苦慮しておりまして、神岡町ですと道と道の間になんとなくぼみがありまして、近くに人家はございますが、音が抜けるような構造で周りには拡散しないような環境になっておりますので実証実験を踏まえて一般開放に至ったんですけど、古川町にはなかなかそういう適地がないということもあって、次の代替地を見つけると同時にその辺のしっかりとした確認が取れず時間が経過したのではないかとというふうに思っております。このことについては事務方の慎重な進め方でなかったところも否めませんので、私のほうからお詫びを申し上げたいと思います。

○13番（籠山恵美子）

これから新しい候補地を見つけるに当たりましてぜひお願いしたいのは、音がしないところということで探したってその候補地はないと思いますよ。ある程度音がして当たり前なんです。ですけども、全国的には舗装する材質、これが音を吸収するような材質を使ってエリアを舗装しているというところは幾つもあります。例えば国道41号を走っていても分かりますけど、古川町

から国府町へ行くときに道路を走っていたって音の違うところがあるじゃないですか。があつと走ったと思ったら、すうっと車輪の音が抜けていく。この材質によって全然違うんですから、ぜひそのことも考慮していただいて、1日も早く青少年が喜んで滑れるような代替地を提供していただきたいと思います。これはよろしいですね。

それと、神岡町のスケートボードエリアのことですけれども、アンケートを取るといのはもっと利用度を高めるためなんでしょうか。アンケートを取った上で何をされようとしているのでしょうか。それと、斜面をつくったり、カーブをつくったり、あるいは鉄棒のようなポールを置いたりというセクションを自分でいうんですけれども、小中学生が車にも乗れないのに例えばいちいち親御さんに協力をといたって夏休みのこれからは難しいと思います。そうなると、セクションを自分で持参してくださいというのは、やはり青少年の生涯スポーツを考える上では幾らなんでも手抜きではないでしょうかと思いますが、その辺りはどのように考えておられるのでしょうか。このままでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

まず代替地の件でございますが、先ほどの答弁にもありましたように今2～3か所候補地を選定いたしまして、まだ地元の区であるとか、土地の近辺に居住していらっしゃる方にはまだその旨を相談しておりませんので、そういった手順を踏まえながら実験をさせていただきたいなと思います。

おっしゃるように、音は確かに出るんです。今まで飛騨市文化交流センターでやっていると付近から音がうるさいというようなこともありました。音がどれだけやかましくて迷惑なのかという音の実験について、再度この代替地を見つける実証実験としてやらせていただきます。あとは使用時間ですね、例えばナイター照明はございませんので夜はできないんですけども、今、夜も暑いので窓とかを開けますと音が入りやすいものですから、たとえ駐車場等の明かりがあつたとしてもそこではできませんというような、時間的な交通整理をして、子供たちにうまく使ってもらえるような代替地を見つけたいということで考えております。

また、アンケートにつきましては、私もあそこをよく通るんですけど、整備したときには結構利用される子供たちの姿を見かけたんですけど最近あまり見かけないものですから、改めてどういう要望があるのか、セクションについても要望があるのかも含めて。ただ、先ほども申し上げましたようにあそこは駐車場との併用でございますので、セクションの設置という部分は管理の問題もでございます。例えば、市がそれを設置してそこで不運にもけがをされたとしても常駐の職員はおりませんので、そこら辺の管理責任みたいなこともございますので、そこは慎重に考えてまいりたいと思います。そのような目的のために声を聞くということで、もっとほかに模索できるようなところがないかを含めてアンケートを取って子供たちの声を聞きたいと考えております。

○13番（籠山恵美子）

ぜひお願いしたいと思いますし、神岡町のスケートボードエリアは塗装してあるので夏休みなんかは暑いと思います。一方で草が生えている斜面がありまして、そこには木があつて木陰がで

きるところもありました。ああいうところを階段状につくって、そこで大人が子供の滑るところを眺めてみてもいいし、そこで涼んで休憩を取るということも必要だなと。ただ塗装してここで滑りなさいだけではもったいない、かわいそうだなという気がします。神岡町のあの場所はまだまだいろいろアレンジできる余裕がありますよね。うらやましいです。あそこをもっといいエリアにしていきたいと思います。

2つ目に移ります。C o I U設立基金の計画変更による市の影響について伺います。

飛騨市内に2026年の4月、4年制私立大学の開学を目指す一般社団法人C o I U設立基金が、校舎建設の計画変更を去る5月1日に発表いたしました。校舎は建設せず、J R飛騨古川駅東に民間企業が建設予定の複合施設に入居し、キャンパスを置くといいます。また、町なかの古民家を活用するとも述べておりますが、全容が掴めません。しかし、市は大学設置への後方支援として市民の血税や寄附金などで幾つかの財政支援を用意しているわけです。ですから、議会が全容を把握しないでもいいわけがありませんし、主権者である市民の皆さんに説明をして理解を得ることは必要だと考えます。そこで伺います。

まず1つ目、団体の計画変更は市が予定している寄附金などの給付目的に整合するかということです。市は2021年から企業版ふるさと納税の寄附メニューにC o I Uの設立支援を掲載して、これまで幾つか企業から寄附をいただいております。この寄附金の使い道は、大学建設用地へのアクセス道路の整備に充てることとしております。既に今、宮城町地内で拡幅改良工事が行われております。ですが、このC o I U設立基金という法人は5月1日に計画変更を発表しています。その計画変更によって校舎は設立しないことになりました。ということは、宮城町1号線、宮城町2号線は大学建設用地へのアクセス道路ではなくなったということです。目的を失った土地へのアクセス道路は、果たしてこの寄附金の対象となるのでしょうか。対象とすることは寄附金の目的外流用とならないのでしょうか。本来なら実費で賠償すべき事案ではないのでしょうか。このことについての市の見解をお聞かせください。

2つ目に、企業立地促進条例規定による助成金は目的を失うが、市はどう対応するのかについて伺います。企業立地促進条例による助成金は、大学設立のための土地取得に係る交付であります。常時雇用従業員数が5人以上の新設事業所、この場合は大学ですけれども、そして取得価格の100分の10以内で3億円が限度というのは交付要件ですけれども、宮城町の土地は計画変更によりその目的を失い、用途のない土地となります。よって、この助成金の対象にはなりません。市はこれに対して厳正な対応を取れるか伺います。

3つ目には、人の流れが変わり、まちづくりへの影響を市民にどう説明するか伺います。この計画変更によって、人の流れがさらに変わってくるものと予想されます。駅東から特別支援学校周辺の交通事情は明らかに変化するでしょうし、市のまちづくり、つまり都市計画に大きく影響すると考えられます。市はどのようなまちづくりを展望するのか、市民に説明が必要であると考えます。ぜひ見解をお聞かせください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは、1点目の計画変更と企業版ふるさと納税の給付目的の整合について及び3点目のまちづくりの影響についての2点についてお答えをいたします。

1点目の「計画変更は、市が予定している寄附金などの給付目的に整合するか。」というご質問ですが、結論といたしましては整合しており、問題はないと考えております。

市に対する寄附金を財源としたC o I U設立基金に対する支援は、令和3年12月に制定した「飛騨市寄附金の取扱いに関する条例」及び「飛騨市寄附金の取扱いに関する条例施行規則」並びに「飛騨市指定寄附金の募集に関する要綱」を根拠としております。条例におきましては、寄附金を寄附者が指定する用途に応じた施策の財源とすることを定め、規則及び要綱においては寄附の用途等を定めており、その用途の1つが飛騨市での私立大学の設置の支援事業となっております。このため、私立大学の設置支援事業のためにいただいた寄附金はそのためにのみ活用しなければならないこととされており、市としてはこれら例規上の規定に沿って寄附者の意向に従い、適正に支援を行っているところです。

さらに、支援の中身といたしましては、大学関連施設周辺における市道等の環境整備も含まれることが要綱上、明確に定められております。

今回は、まちなかの古民家を含むキャンパスのうち、その一部の設置箇所が宮城町から駅東の一角に変更となるとされておりますけれども、現時点で宮城町の土地がC o I U設立基金の所有であることに変わりはなく、将来的に大学の関連施設の用地として活用する方針であるとも表明されておられますので、宮城町周辺道路の整備に充当することは適正であるというふうに考えております。

続いて3点目のご質問に対してお答えをいたします。

大学の計画上の入学者定員は1学年120名であり、1年次は飛騨市のキャンパス中心に学びますけれども、2年時から4年次では全国各地の拠点に滞在して学びを進めることとなります。このため、飛騨市内に滞在する学生は1年次の120名が基本となりますが、市としては、この120名程度の学生が学ぶ場所が宮城町から駅東へと変更したことによって町なかの人の流れまで大きく変化するとは考えておりません。したがって、市といたしましては今回の計画変更が、まちづくり全体に大きな影響を及ぼすとは捉えていないところでございます。ただし、実際に大学が開学した際には、他の民間企業等が進出した場合と同様に交通事情や人の流れ、住民ニーズ等がどう変化していくかを都度検証し、市として柔軟に対応していくことが必要であると考えております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは、2点目の企業立地促進条例による土地取得の助成金対応についてお答えいたします。

飛騨市企業立地促進条例施行規則には「操業開始前5年以内に取得した土地」で、「当該事業所等の操業に必要なもの」と定められておりますので、古川町宮城町内に取得された土地が、取

得後5年以内に校舎運営に使われないのであれば助成金の対象にはならないこととなります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○13番（籠山恵美子）

まず畑上部長の答弁から先にお聞きします。5年という縛りがありまして、5年の間更地のままだったら駄目ですよということですよ。（畑上商工観光部長「はい。」と呼ぶ）先ほどの森田企画部長の答弁とも関連しますが、例えばほかのところにこの法人が転売してしまうのではなくて、その土地をそのまま大学関連で活用しますというときに、その5年間の補償というのは何か文書を交わしたり、あるいは何に使うのかという問いかけみたいなものはちゃんとあるんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

この宮城町地内の件につきましては、あくまでもそこに何か構造物を建てられたりするような計画ができて、それに対して申請が出てきて、申請どおりに何か構造物が建ったことを確認して補助金の執行がされるものですので、補助金の申請が出る前に何かお約束していただくとか、そういったことは必要がないものと考えております。

○13番（籠山恵美子）

半分はなるほどと思うんですけど、半分は納得いかないというのは、そもそもほかの議員はどうか分かりませんが、私はこういう大学が誘致されて市もできる限り後方支援をしますと。私は、それはとても大事なことだと思っています。きちんとした文教施設としてあそこに存立するのであればいいことだなと思っていたんです。単純に違う施設が建ってあそこの宮城町辺りがにぎわうよりも、やはり文教施設ができるということはとてもいいことだなと思っていたので、それがこの大学関連とはいっても、ただ法人が次これやりますと言うだけでオッケーということではないのかなという感じがします。文教関係の用途に使われるのであれば分かりますけれども、うやむやとした補助の仕方ではないのかなという感じがします。

それから森田部長の答弁ですけれども、整合するということですよ。企業版ふるさと納税関係でアクセス道路をつくるということがちゃんと資料に出ていまして、9,000万円ですよ。そのうち5,000万円は国庫補助というふうになっていますけれども、相当額の大きい企業からのふるさと納税の寄附金を差上げるんですよ。目的に賛同して幾つかの企業はくださったわけですから、それはそのまま差上げるということは何も違和感はないですけれども、ただ、更地になってしまう土地、そこに建てるのが財政的に苦しいから駅東の施設に入居しようということですよ。土地だけ買って、じゃあ土地買ったんだからいいのではないか。それに整合するというふうに思いますかね。私は思わないです。目的にびたっと合っているから企業も賛同して、学校ができたらあんな狭い道路では駄目だからもうちょっと拡張しよう、市民の方々に協力をいただいてやろうということで始まっている工事ですから。あの周辺の方、2件ほどお聞きしましたが、何かあっけにと取られています。自分の家の玄関前の敷地まで削られて、あら、来ないのという感じですよ。まだそんなに詳しい情報は入っていないんだと思いますけれども、これ本当にいいですかね、市長。もうちょっと市民や私たち議会に納得のいくような説明をしていただきたいで

す。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

いいと思います。なぜかという、飛騨市にとっては寄附金を充てられるのが一番いいんです。つまり財源が出ていかないわけです。C o I U設立基金にしてみると、寄附された財源が大学設立のほうに充てられますから、それは少しでも市に持ってもらったほうがいいということになりますよね。多分そういう問題なんだろうと思います。

ただ、先ほど部長の答弁もありましたように、この土地自体は大学の用地として使うということは何ら変えておられないわけでありまして、条例、規則、要綱、その中を見ると土地の関連するところに使うということは認められているというか、それを前提とした規定になっておるわけでありまして、例規上といいますか、法令上問題がなくて、しかも大学のために使われて飛騨市の負担としても実質負担がないということになれば、わざわざ何としても企業版ふるさと納税を充てないんだということを市として言う理由もないのではないかと思うんです。なので、私自身は部長の答弁のとおり問題がないというふうに感じております。

○13番（籠山恵美子）

この大学設立はいい意味で市民の活性剤になればいいなと思っているんですけど、やっぱり厳正にやっていただきたいと思うのでいろいろ聞くんですけども、最悪の場合も考えてしまうわけですよ。もし5年間の間にあそこが更地のままだったらこの飛騨市企業立地促進条例は使えませぬよね。それはそれでいいです。ですけども、この法人が「関連施設を造るんだからいいじゃないか。そのためにアクセス道路を造ってやるんだよ、いいじゃないか。」と言って造ったとします。ですけども5年間に何もできない、あるいは5年の間にもしかして転売された、別な用途にそこが使われたということになったら、この飛騨市の寄附金は大学設立のための寄附金ではなくて、例えばショッピングモールでもいいです。そのための取りつけ道路に寄附したということになってしまいませんか。そういうことも考えますと、もっと慎重にご判断いただきたいなと思います。

△市長（都竹淳也）

確かに企業版ふるさと納税は事業が行われる段階で判断する格好になっているので、実はそれが何年か後にできなかった場合にどうするかということまでは今の運用の中で想定ができてないんです。それはなぜかという、企業版ふるさと納税の仕組みというよりも、飛騨市のルールとして想定してないの、そこは議員ご指摘のようなことを考える必要があるんだと思います。なので、これから後にそこについての対処、つまりそれは返還していただくのかどうなのか。あと寄附者のご意向というのもありますので、「いやいや、もうそれで十分ではないか。」という寄附者のご意向があるなら私はそれでいいと思いますし、「いやいや、幾ら大学関連とはいえ一定期間の中でできないんだったら、俺はそんなものに寄附したわけではない。」という方が多いのであればそれは考えないといけない。これは多分に寄附者の意向なので、そことどう整合をつけるかを考えるということだろうと思います。いずれしてもこれは税金ではなくて寄附金なので、企業版ふるさと納税という「税」という言葉が使われていますが、これは純然たる寄附金ですし、

一般のふるさと納税も含めて、そのために寄附されたものはそのために使わなければいけないという条例を決めて向かっています。特に企業版ふるさと納税の場合は特定ができていますから、その辺りはまた伺いながら対処法を決めていくということになるかと思えます。

○13番（籠山恵美子）

私は飛騨市としてもいろいろ手を尽くして、本当に誠意をもって後方支援をしてくださるということをお認識しておりますので、私は飛騨市が企業側にだまされたらかわいそうだと思うんですよ。例えば、あそこは撤退しました。ここに建物は建てません。ほかの民間が建てる中に入ります。ひどい言葉を言うかもしれないですけど、潜り込みます。そこで大学をやります。それでもいいですよ、どうぞ寄附もらってくださいって、私は飛騨市がかわいそうだと思うんですよ。そんな人のいいことでは駄目だと思うんです。市民の税金ではなくても、企業の方々が法人の理念に賛同して、大学設立のためにくださっている寄附なので本当に心配してしまうんです。

例えば、駅東に大学が行ったとして、森田企画部長は120人ぐらいだからそう流れは変わりませんよとおっしゃいましたけど、いやいや、そうではないと思いますよ。そのほかにあそこをもっといろいろ開発するんでしょう。人の流れということでも、私はいつも病院に通うときに通るので分かるんですけど、古川小学校や飛騨吉城特別支援学校の裏手の踏切側の交差点、このかわいは本当に車の量が今でも多いです。最近でも直進の車と一時停止の車が、踏切が上がった、さあ行けってぶつかりそうになっていましたよ。そんなことはしょっちゅうなんです。そういう交差点です。そういうところで、これからもっと人の流れが、車の流れが駅東開発で増えてきたら、登下校の子供たちの安全はどう市として確保するのだろうか、教育委員会としてどうするのだろうか、このことが大変心配です。

それから、市民生活への影響を考えたときに、市の環境基本条例に基づく環境アセスメントを事業者など関係法人に義務づけること、これは大変重要だと私は思っています。環境基本条例の理念というのは、豊かで快適な環境の保全であります。そしてその中には市の責務、市民の責務、事業者の責務、これが明確に示されています。あそこに大学が移動すると言った以上、そしてあそこでさらに大きな開発がされる予定である以上、市は事業者に向けて環境アセスメント、これをきちんとやってもらうということを義務づけて、それをきちんと伝えることが大事だと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求め。

□企画部長（森田雄一郎）

前段にご質問いただきました子供たちの安全の確保だとかは、私どもも課題になり得ると考えております。したがって、教育委員会ですとか学校関係、警察等々と協議をしながら安全対策をきちんと進めていく必要があるかと考えております。

環境基本条例関係のことをご質問いただきましたけれども、そこはきちんと法令にのっとって整備を進めていただけるように事業者のほうにお話をしていきたいと考えております。

○13番（籠山恵美子）

環境アセスメントは本当に大事ですので、お願いしたいと思えます。もちろんスケートボードではありませんけれども、車の騒音、いろいろな要素が環境を害するものとしてありますので、

駅東周辺の環境アセスメントをしっかりとやっていただきたいと思います。大学誘致と駅東開発は連動しています。飛騨市の、特に古川町の町並みを変えることになるかもしれません。弐之町、壺之町、あの辺もそうです。そのときに次世代に継承する生活環境はよりよくなるのか、あるいは環境も風紀も乱れていくのか、ここはやはり環境基本条例の理念に基づく環境アセスメントをどう実践していくのかだと思いますので、ぜひ市の尽力をお願いして3つ目に移ります。

3つ目、飛騨市の食と農を結ぶ取り組みについて伺います。

今年度から種を蒔くプロジェクトとして、新たに有機農業や自然農業オーガニックの推進を具体化している飛騨市ですが、順調に進んでいるのでしょうか。有機農業の内需拡大と販路拡大に最も適しているのが学校給食です。先進地の事例を見ると、今や学校での食育は「食農育」とまで称されています。それほど食と農が密接なのです。飛騨市も早くそうなってほしいと願います。農業と学校給食を連携・推進することは、飛騨市の自然環境をさらに豊かにすることにつながります。同時に、市の経済を第1次産業によって独自に発展させることにつながるだろうと思います。そこで市の考えを伺います。

1つ目、農林部と教育委員会の食材連携は取れているかお聞きしたいと思います。オーガニック米や野菜をなりわいとして頑張る生産者と、その食材を積極的に給食に活用する学校が目的意識を共有してこそオーガニック給食が広がっていくものと考えます。農林部のプロジェクトと教育委員会のオーガニック給食、ふるさと学校給食の食材連携は取れているのでしょうか。伺います。

2つ目に、学校栄養士に市のオーガニック推進方針は伝わっているか伺います。献立や調理現場を采配する学校栄養士に飛騨市のオーガニック推進の方針はきちんと伝えられているのでしょうか。現場現場では多少なりともトラブルがあったりして、私のところにも相談が入って来たりしております。ぜひこのことについて市が今どようになっているのかお聞きしたいと思います。

3つ目に、有機食材を給食に活用する際の課題解決に誰が責任を持って取り組んでいくのかお聞きします。有機野菜を食材として活用する際の課題、難題はこれまでも繰り返し言われております。例えば、「虫が混入してその処理が大変。」、「野菜の泥落としに手間がかかる。」、「調理員の負担が増える。」、「有機食材は高いので、給食費の値上げにつながる。」、「有機食材は供給量が少ないので、安定的に確保できない。」、「慣行農産物でも農薬取締法を守っているので安全。」、「有機給食は必要ない。」、「公共での調達で有機農家だけを優遇することは適切ではない。」などなどです。その解決策を誰がどこまで検討して克服されているのか伺いたいと思います。あるいは、今後それらの壁をどう乗り越えていくのか、行政の腕の見せどころだと思います。市長のお知り合いの市長がいらっしゃる千葉県いすみ市、ここはずっとこういうような不満の声や有機農産物に対して否定的な声はずっと聞こえていたそうです。今それを徹底してやって3年から5年ぐらいだと思いますけれども、仕組みをつくって克服してまいりましたということがいろいろなところで聞かれます。また、本にも書いてあります。こういうことをぜひ飛騨市でもやっていただきたいと思います。

4つ目に、食農育の情報を共有する連携会議が必要ではないか。このことを伺います。食と農を結ぶ取り組みは行政機構の縦割りを外し、何より子供たちによりよいものをとの強い連携の仕

組みがあつてこそ成功し、持続可能になると考えます。有機農業就農者と学校栄養士、給食センターの調理員など関係者が食農育の意識を常に共有し合う連携会議のような仕組みをつくる必要があるのではないのでしょうか。市の考えを伺いたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目の農林部と教育委員会の食材連携と、4点目の連携会議については関連がありますので、一括でお答えします。

飛騨市内で生産される食材を使用し、地元の食材に誇りを持ってもらおうと始まった「ふるさと給食」は、これまで市内小中学校だけで実施しておりましたが、昨年度からは実施範囲を全保育園まで広げたほか、農薬・化学肥料不使用の食材に置き換えた「オーガニック給食」についても初の取り組みとして実施しました。これらの食材調達については、保育園及び学校給食センターと市内農家とのつなぎ役を農林部食のまちづくり推進課が行い、献立や必要数、納品などの受け入れの調整を教育総務課が担っており、食材調達から給食が出来上がるまでを円滑に進めるため、既に定期的な連携会議を通して共有を図っているところです。また、この連携会議には農林部食のまちづくり推進課と教育総務課に加え、子育て応援課や各保育園及び給食センターの栄養士を含めた体制としており、この会議を通してふるさと給食の方向性や、食の大切さ、農業への理解を深めるための方策を検討していくなど、関係者が共通認識を持つ場として開催しております。

2点目のオーガニック推進方針についてお答えします。

今年度から始まった有機農業推進事業「種を蒔くプロジェクト」は、新たに有機農業を目指す人材の確保や育成を支援し、販路の確保や市民への認知度を高める取り組みなどを盛り込んだ事業であり、農薬・化学肥料不使用の食材に置き換えたオーガニック給食の提供についても本事業の一環として実施するものです。こうした中、本事業を進めていくに当たり、行政と給食センター双方が共通の認識を持つため、定期的な連携会議において本事業の内容の共有や意見交換の場をつくっているほか、今年度は生産者が給食センターを訪れ、衛生面の取り組み状況を知っていただく見学会を予定しているなど、生産者側と調理場側の相互理解を深めるための取り組みにも注力しています。また、生産者に対する理解を深めるため、栄養士を対象にした圃場見学会も本年8月に実施する予定としております。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

私からは、3点目の有機食材を給食に活用する際の課題についてお答えいたします。

まず有機食材を給食に活用する際の課題として、1つ目は有機農業生産者及び生産物が限定的であるために、全ての給食に活用できるほどの量を一度に確保できないこと。2つ目、有機農産

物であるがゆえに虫などの異物混入の割合が高くなってしまうこと。3つ目が有機農産物の価格が一般の農産物と比較して高額であることがあげられます。

1点目については、有機農産物が少量でも対応できる河合給食センターや山之村調理場のほか、自園給食を行っている保育園で有機農産物の食材利用に対応しているところがございます。トマトについては、比較的生産量が多い有機食材であるため、食のまちづくり推進課が給食に提供できる生産者を取りまとめ、一定量確保することで市内全ての小中学校、保育園で活用できるように対応した実績がございます。年に1回程度であればこのような調整により食材の提供が可能となりますが、回数を増やすとなると、更なる量の確保が必要となり、そのためには有機農業生産者数を増やす必要があると考えております。

2つ目の虫などの異物混入については、給食センターとして最も神経を強いられる大きな課題であります。限られた調理時間の中で、目を凝らして何度も繰り返し野菜を洗うことが必要になることから作業量が大幅に増えることとなります。そのため、給食センターで行っている異物混入を防ぐための取り組みやその労力を生産者の方々に見学してもらう機会を設け、相互の理解と課題の共有化を図ることを計画しております。

このように有機食材を給食の食材に活用する際の課題の克服は、誰かが一人責任を持って解決するということではなく、生産者をはじめ給食センターや学校栄養職員、あるいは保育園栄養士と行政側、食のまちづくり推進課であったり、子育て応援課並びに当教育委員会でございますが、それらが連携し、相互協力のもとで課題に則した対応を取っているところでございます。今後も市内の農産物を給食に提供するという目的をそれぞれが共有し、連携・模索を深めてまいりたいと考えております。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○13番（籠山恵美子）

今、教育委員会事務局長がおっしゃったような、同じような課題、壁がありますよね。それを克服するために何が必要だと思いますか。これを克服して、そのための仕組みをつくって成功している自治体は今たくさん増えています。飛騨市の場合は、まず何からやりますか。例えば虫の問題、泥の問題、この辺りはいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

先ほど農林部長からも答弁がありました、やはり連携が大事かと思います。課題はそれぞれ持っている立場が違いますので、例えば定期的な連携会議を持ちながら生産者、あるいはそれぞれのところの課題を語り合う、そしてそれをいかに解決していくかということが大事ではないかなというふうに思います。先ほど私最後のほうで「いろいろな課題に都度即した解決を模索する。」というのは、まさにそういう意味でありまして、まずは立場が違うそれぞれの代表といたしますか、窓口といたしますか、そういった方が連携していくことが大事だと思っています。

◎議長（井端浩二）

籠山議員、質問時間を30分超えるようなので、速やかに終了をお願いします。

○13番（籠山恵美子）

もちろん時間内でやります。

連携を密にやってくださっていることを確認できてよかったです。ぜひこれからも子供の学校給食のためにご尽力をお願いして、質問を終わります。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で13番、籠山議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時45分といたします。

（ 休憩 午後2時34分 再開 午後2時45分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

11番、前川議員。

〔11番 前川文博 登壇〕

○11番（前川文博）

それでは議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。今回大きく3つ質問をさせていただきます。

1点目ですが、飛騨市の資金運用についてということでお伺いをいたします。低金利時の運用の債権は今後どうなっていくのかということと、これから先の財政状況の見込み、そして今後の資金運用について、この3点についてお伺いをいたします。

今、円安も進みまして、先ほども160円に近いというニュースも出ておりましたが、今ゼロ金利政策も終わり金利のある時代ということで今進んできております。銀行などでの普通預金も以前の0.002%から今は10倍の0.02%へと上昇してきております。今後いろいろなことが絡んで金利が上昇していくと予想されております。そうすると、住宅ローンとか借入れをしている人は、変動金利のほうなどでまた上がっていくということで、そちらも生活のほうに影響が出てくるものと予想されております。飛騨市もこれまでの超低金利の中での資金運用ということをしております。先ほども言いましたが、今後は財政状況が厳しくなると予想されます。そこで3点です。

1点目ですが、低金利運用時の債権はどうなるのかということですが、これまでの低金利の債権が数多くあります。これはその時々会計管理者が低金利の中でも少しでも高い利率のものを探して、苦勞して購入されて運用していた債権です。期間は10年物から30年物があったと記憶しております。残りの期間が短いものもあれば、この先まだまだ長いものもあります。こういった債権は期限まで保有しておくものもいいのでしょうか。早期に売却し、別の債権などを考えることはできるのかをお伺いいたします。

2点目です。この先の財政状況の見込みです。今円安などで電気料金やガソリンなどの燃料代をはじめ、ほとんど全てのもの物価高となり、家庭でも行政機関でも負担は大きなものとなってきております。人件費の高騰、特に若年層の方々に対する給与や初任給は1万円以上の上昇がありました。この先も毎年上昇する可能性があると思います。物価高騰により、この先の財政状況は厳しくなると予想されますが、飛騨市の今後の財政見通しはどのように考えているのかお答えください。

3点目、今後の資金運用についてです。今、金利が徐々に上昇していく時代になってきております。飛騨市の財政状況も自前の税収は少なく、地方交付税頼みの状況です。今財政調整基金が30億円程度ありますが、今後どのような財政状況になるのか分かりません。今ある余剰資金の運用について、今後はどのように考えているのかお答えください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔会計管理者 渡邊康智 登壇〕

□会計管理者（渡邊康智）

市の資金運用についてご質問いただきましたが、私からは1点目と3点目について関連がありますので一括してお答えをさせていただきます。

市では本年5月末時点で、財政調整基金や各種特定目的基金の合計で約156億円の積立基金を保有しています。これらの基金の大部分については、スケールメリットを生かした運用を行うため一括運用を行っており、約100億円を定期預金で預入する傍ら、国債等の債権を約54億円購入しています。債権については、全部で51件保有していますが、その大部分を平成30年度から令和3年度の4年間で購入しており、うち9割が償還年限20年以上の超長期債といわれるものです。しかし、当時はマイナス金利政策下であったことから利率は0.5%前後のものが多く、最近の金利状況と比較すると低利であることは否めません。また、債券運用は預金運用に比べ格段に利率が高い一方で、市場金利に連動して価値が変動するリスクもあり、購入時より金利が上がると債券価値は下落するという相反関係にあります。一昨年辺りから徐々に金利が上がり、本年3月のマイナス金利政策解除に伴いさらに上昇したことから、市保有債券の時価総額は3月末時点で購入額より7億5,000万円ほど低くなっており、いわゆる多額の含み損を抱えた状態になっています。しかしながら、地方自治法では基金について確実かつ効率的な運用が求められ、市の資金管理運用基準要綱においても満期保有を原則とする旨がうたっており、現在保有している債権も売却益を稼ぐのではなく、満期まで保有することを前提として購入しています。つまり、現在の時価は下がっていたとしても、満期時には購入額がそのまま償還され、市に損失は発生しないということです。議員お尋ねの債券の入れ替えについて、要綱では債権売却益が満期までに受け取る利息より多い場合など、売却の要件が規定されており、保有債券の満期までの残存期間が長く、当分の間、時価の回復が期待できない現状においては現実的ではないと考えます。

次に、今後の資金運用についてですが、歳入面において国からの交付税やふるさと納税の動向など不透明な要素も多い一方で、歳出面においては少子高齢化に対応した社会保障関連費や公共施設老朽化に伴う修繕費の増加などが見込まれ、基金として保有できる余裕資金が今以上に増え続けるとは考えにくい状況と思われます。市としては、安全性を確保した上で効率的な資金運用

を行うことが理想であり、大災害など突発的な事態発生に備えて一定額の定期預金で資金の流動性を確保しつつ、将来の大型事業実施等に伴う中長期的な資金需要見込みと照らし合わせ、また、金利変動リスクへの対応も考慮して、今後は満期年限の長短を組み合わせた形での債券運用を行うことも必要であると考えています。

〔会計管理者 渡邊康智 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、私からは二点目の今後の財政見通しにつきまして答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、数年前から物価高騰に伴いまして、あらゆる経費が増嵩しております。これは賃金のベースアップに伴う人件費のほか、海外からの輸入品が高騰していることで資材の単価の上昇、それらを要因とした委託料や工事請負費などが顕著となっているところでございます。例えば、人件費にかかる一例として、公共工事の全職種労務単価は前年比で5.9%上昇しており、12年連続での上昇となります。また、スクールバスや有償バスなどのバス運行委託料では、令和6年度と令和5年度の当初予算比較で2,700万円増、プラスの10.7%増。令和6年度予算と令和4年度決算との比較では、4,800万円、プラスの21.1%増となっているところでございます。さらに、市民生活に直結したごみ収集や廃棄物運搬など衛生施設関連の委託料では、令和6年度と令和5年度の当初予算比較で2,300万円増、プラスの9.4%増。令和6年度予算と令和4年度決算との比較では、5,400万円の増、プラスの25.8%増となっております。

しかしながら、このようにあらゆる価格が上昇していく一方で、それに連動して収入も増えていきます。例えば、賃金など人件費が上がれば所得があがることとなり、これが所得税や住民税となって市に歳入されることとなります。また、物の価格が上がれば消費税もアップしますので、地方消費税交付金として市に歳入されます。このように支出と収入は連動しており、中長期的に見ればいずれ均衡していくわけですが、都市部のように大幅な税収増が見込めない飛騨市のような自治体は、その調整局面にあっては地方交付税に頼らざるを得ないというのが実情でございます。

地方交付税もその原資の中核となる所得税、消費税は、物価や人件費の上昇に伴って拡大していきましますし、法人税も国全体では堅調に推移していることから、総額は拡大していくものと見られますが、国では一般財源総額は確保するとしながらも、その配分については不透明であるのが実情です。その点で、本格的な物価、人件費の高騰局面に入っている今年度の地方交付税の配分は、今後の動向を占う試金石であると捉えています。仮に今年度予算で見込んだ額どおりの配分がない場合は、増嵩していく一般行政経費に対応できないということとなりますので、令和7年度当初予算以降は交付額に見合った歳出に縮減せざるを得ないということとなります。

いずれにしても、常に国の動向を注視し、今後に判明する地方交付税の交付額を踏まえた慎重な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○11番（前川文博）

飛騨市の資金運用ということでの答弁をお聞きしました。私はこういう財政のことはあまり得意ではないほうなので今回聞いてみたんですけども、2番目の今後の財政見込み、人件費が5.9%上昇で、バスとごみ収集の話が出てきました。こちらが令和6年、令和5年で大体10%増えているということで、いろいろなものが平均すると1割ぐらい上がってきているということになっていくと思います。財政調整基金が今年積み替えて30億円になったと思うんですけども、30億円でいつどこで、それを食いつぶしていかなければいけないかということも出てくる可能性もあると思います。今は取り崩したものをまた戻してということであまり回っているのでもいいと思うんですけども、経済が変動しているいろいろなことが動いているときですので、いろいろなことで市のほうでもアンテナを高くして見ていただきたいなと思います。今回この質問をさせていただいたのは、いつも会計管理者が出てきても答弁がないので、たまにはしゃべっていただきたいというのが、一番のあれでこれをさせていただいたのですが、債権はこれまでも借入れしているもの、昔の3.何%の借入があつてずっとそれを返済していかなければいけないと。利率の安いものに借り換えればいいのかと思うんですけど、それができないということがあったのは聞いております。今度は積んでいるほうの債権も、もし借り換えができるならと思ったんですけど、今の段階で13~14%、7億5,000万円目減りしてしまうということで、私もこういうことがあるというのは知らなかったものですからできないのかなという思いで聞かせていただきました。これまでの会計管理者の方、財政課の方は、この辺いろいろと苦労されてやっつけらっしゃるので、この件に関しては今後も上手いこと資金運用をしていただいてお金を増やしていただければということで、再質問ありませんので次へ行かせていただきます。

それでは次に2点目に移ります。花粉のない杉についてということで、6点お伺いいたします。

スギ、ヒノキ花粉の発生源対策はということ。2つ目、花粉対策されたスギ苗木というのはどういうものかということ。3点目、スギ人工林伐採重点区域の設定とはどういうことか。4点目、林相転換特別対策、これは特定スギ人工林というものですが、これはどういうものか。5点目、花粉の少ない苗木の生産について。6点目、森林によるCO₂吸収量はどのように計算されるかということで6点を質問いたします。

花粉症対策の話になっていくんですけども、最近では2人に1人以上が花粉症を発生していると言われております。厚生労働省の発表によりますと、以前、日本では1963年にブタクサの花粉症が、翌1964年に杉の花粉症が初めて報告されたとあります。また、耳鼻科のある医師によれば「花粉症が提唱されたのが昭和40年くらいで、花粉症とかアレルギー性鼻炎の歴史は短い。昔はアレルギーそのものがあまりなかった。花粉症の歴史が浅い背景について、免疫力の低下がある。時代背景として環境ホルモンだったりとか環境汚染だったりとか、要は免疫系を壊すものがあつたんでしょね。排気ガスとかは最たるもの。あともう1つ大事なものは抗生物質です。抗生物質は体の中の免疫とかに関係します。特にお腹の中の細菌を死滅させます。そうするとアレルギーになりやすいというのはメカニズムとしてははっきりしています。抗生剤が出来たのが、ペニシリンが出来て以降なので、それができてからアレルギーというものはものすごく増えていると思う」と言っている医師の方がいらっしゃいました。平成元年には、林業白書に「社会問題化しているスギ花粉症に関し、林業面からの基礎的な調査を実施した。」と花粉症に関する記載があります。

また、平成13年には、スギ花粉発生源対策推進方針を林野庁官が通知し、平成28年からは「伐って利用」、「植替え」、「出させない」の3本のおのからなる花粉症発生源対策を推進することとなり、農山漁村地域整備交付金事業の補助メニューに花粉発生源植え替えが新設され、杉・ヒノキの伐採、植え替えに係る補助事業が開始されました。さらに、本年度の花粉症に関する総理発言を受けて取り組みが加速してまいりました。そこで、令和6年度からの国の補助事業として、林相転換特別対策（特定スギ人工林）というものが新設されました。この事業に飛騨市も該当することとなりそうですので、先ほどの6点を質問いたします。

1点目ですが、スギ、ヒノキ花粉の発生源対策とはということです。花粉症対策が言われるようになってから30年以上が経過しています。杉花粉から始まり、ヒノキの花粉、さらにはいろいろな花粉も原因となっております。よく春には映像で黄色い花粉が飛散している状況が報道されます。花粉症でもないのに、見ているだけで鼻がむずむずとしてきます。これまでに山林における花粉症の対策はどのように行われてきたのでしょうか。

2点目、花粉対策されたスギ苗木とは。花粉の出ない苗木のことが話題になりました。「花粉症対策としての花粉のない杉を植える必要がある。この苗木を植えて育てれば今までみたいな花粉が飛散することはなくなる。」と言われていました。これまでに研究されてきたのは、花粉が出ない苗木なののでしょうか。それとも花粉の少ない苗木なののでしょうか。

3点目、スギ人工林伐採重点区域の設定とは。飛騨市は隣の富山県庁から半径50キロメートルの円を描くと、飛騨市は最重点区域のエリアに該当いたします。さらにその線の詳細を見ますと富山県からのエリアの境界線に飛騨市役所の少し上のところが入ってきます。杉崎辺りが境界線となって、50キロメートルのエリアになります。このスギ人工林伐採重点区域に該当した場合、飛騨市では具体的にどのような区域設定となるのでしょうか。

4点目、林相転換特別対策（特定スギ人工林）とはということです。花粉症対策としての事業です。林相転換特別対策（特定スギ人工林）とは、具体的にどのようなことを行うものなのでしょうか。

5点目、花粉の少ない苗木の生産について。花粉の少ない苗木は大量に生産されておられません。林業種苗法の関係もあり、生産地から移動できる範囲も制限がされております。品種にもよりますが、例えば美濃地方でつくられた杉苗は飛騨地方では使えないなどです。花粉症に関する総理発言を受けて取り組みが加速すると思われませんが、どのように内容を確保していくのかお答えください。

6点目、森林によるCO₂吸収量はどのように計算されるかということです。脱炭素社会に向けたCO₂削減は全国、世界で進めている事業です。市内の面積の93%が森林の飛騨市です。森林はCO₂排出量の約37%を吸収していると「飛騨市脱炭素推進ビジョン」には記載があり、このまま対策をしないとCO₂の実質排出量は増加すると予想されています。今回、この杉を切って植え替えるといった事業を行った場合、高齢級、要は年齢のいった木を切って若い木を植えていくということになります。山が若返ります。こうなった場合、森林による吸収量の見込みはどのようになっていくのかお答えください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

花粉のないスギについて、私からは1点目から5点目の質問についてお答えします。

最初に1点目のスギ、ヒノキの花粉発生源対策について整理しますと、平成13年に施行された「森林・林業基本法」に基づき新たに策定された森林・林業基本計画において、花粉症対策の推進が明記されております。これを受けて、林野庁では議員からもご発言があった関連施策の実施に当たっての技術的助言を定めた「スギ花粉発生源対策推進方針」を策定し、具体的な対策として、花粉を飛散させる杉人工林の伐採、利用、花粉の少ない少ない苗木等による植替えや広葉樹の導入、杉花粉の発生を抑える技術の実用化に取り組まれてきました。そして、令和6年4月3日に同方針が改正され、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再生林の増加が見込まれること等を踏まえ、杉人工林の伐採、植え替え等の加速化、杉材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業生産性向上及び労働力の確保による杉花粉発生源対策が強化されたところです。

2点目の花粉対策されたスギ苗木についてお答えします。スギ花粉発生源対策推進方針において、花粉の少ない杉苗木とは無花粉、少花粉、低花粉の品種の杉苗木及び杉特定母樹から育成された特定苗木とされています。具体的には、花粉を全く生産しない無花粉杉、花粉生産量が一般的な杉に比べ1%以下の少花粉杉、20%以下の低花粉杉、花粉量が一般的な杉のおおむね半分以下の特定母樹となっています。

次に、3点目のスギ人工林伐採重点区域の設定についてお答えします。

国は令和15年度には花粉の発生源となる杉人工林を約2割減少させることを目指しています。このため、重点的に杉人工林の伐採、植え替え等を実施する区域について、次の2つの条件で設定することとしています。1つ目が、県庁所在地、政令指定都市、中核市、施行時特例市及び東京都区部から50キロメートル圏内にあるまとまった杉人工林のある森林の区域。2つ目が、杉人工林の分布状況や気象条件等から、杉花粉を大量に飛散させる恐れがあると都道府県が特に認める区域となります。飛騨市においては、県が特に認める区域として旧宮川村及び旧神岡町が該当することとなっており、具体的には、林道まで200メートルの杉人工林が対象で、宮川町で784ヘクタール、神岡町で551ヘクタール、それぞれ旧町村の人工林の約2割となっています。

4点目の、林相転換特別対策（特定スギ人工林）についてお答えします。

この事業は、主伐し再生林する際に花粉対策苗木を植栽することで花粉飛散量を減少させることを目的としており、スギ人工林伐採重点区域において花粉の少ない苗木等の植栽を支援する事業として新設されました。これまで、原則として主伐に対する補助制度はありませんでしたが、この事業では伐採から造林までの一貫作業が対象事業であり、通常補助対象外の伐採費用についても補助対象となっています。

次に、5点目の花粉の少ない苗木の生産についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、林業種苗法では造林の適正かつ円滑な推進を図るため種苗の配布区域が定められています。この配布区域とは、樹種ごとに一定の区域で、自然条件から見て育成に適すると認められる区域を配布区域として指定されています。飛騨市において、杉苗木の調達先として、飛騨地方では下呂市内にある民間の岐阜樹木育苗センターが考えられますが、ここでは現在県の育種事業地から種子の提供を受け、少花粉杉の生産開始と、また、独自に特定母樹の育成に

取り組まれています。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、私から6点目の森林による二酸化炭素吸収量についてお答えします。

飛騨市脱炭素推進ビジョンにおいて算出した森林による二酸化炭素吸収量の推計では、市内にある森林の賦存量により算定したもので、今後も現在と同程度の更新整備が継続して行われ、現状の森林面積が維持されるものとして推計を行ったものです。林野庁などの資料によりますと、人工林での成長量は4～5齢級、林齢でいきますと16年から25年生前後をピークに低下するとされており、ビジョンにおいて市内の森林全体の二酸化炭素吸収量が減少していくとしているのも、市内の森林は高齢級のものが多いためさらに高齢級化に伴い年間の成長量が減退していくことが要因です。議員ご指摘のとおり、伐採期を超えたような高齢級の森林が伐採され新たに再造林が行われれば、再造林後の一定期間は排出量が吸収量を上回るものの、将来的には年間成長量が大きくなり森林の二酸化炭素吸収量の増加につながるものと考えられますので、花粉のないスギの植林にかかわらず、脱炭素化を進める上で将来的な森林の二酸化炭素吸収量を確保するためには継続的に森林の更新整備を行うことは重要であると考えております。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○11番（前川文博）

今6点の答弁いただきました。人工林の再造林をして、それを加速化していくということにつながっていく話なんですけども、今質問した中の2つ目、花粉対策された杉苗木での話で、無花粉の杉、花粉が出ない杉苗木というのと、少花粉、現状から見て1%以下というのと、低花粉、20%以下の苗木の3つあるという話でした。その中で特定母樹という話が出てきたんですけど、この特定母樹はどういったものになるのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

特定母樹は、林野庁の資料によりますと成長量が在来の系統と比較して1.5倍以上の材積、それから剛性、つまり材の強さが同様の個体の平均値と比較して優れている。幹の通直性、つまり曲がりがないかということですが、支障がないもの等々になっているんですが、これは結局経済合理性の観点から、花粉が出るだけでは駄目なので林業経営として成り立つために、花粉が少ないとともに成長が早い、あるいは強い、あるいは曲がりが少ないという観点から、特定母樹というものその中の1つとされているところでございます。

○11番（前川文博）

特定母樹、要は種をつくる木の話ですよ。種を採って、植えて、そこから苗木をつくってそれを植えていくので、そのもとになるもの話なんですけども、この特定母樹というものは、花粉の量が少ないとか木の強さ、要は家を建てたときに耐久がどれぐらいあるといった話になって

いくのと、あとこの辺ですと雪が多いので、山へ行くと木が根元で弓のように曲がって使い物にならない木が特に杉では多いんですけども、そういったものの真つすぐさということがあるんですが、そういったものは、さっき下呂市の岐阜樹木育苗センターという話があったと思うんですけど、そういうところでやっているのか。特定のところで研究されて下呂のほうへ来たり、岐阜県のほうへ来たり、美濃のほうではたしか花粉の少ない苗木はあったと思います。今後、飛騨市が該当になっていくと思いますので、どのような流れでこちらのほうまで来るものなのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今前川議員ご指摘のとおり、母樹をつくるのというのは結構時間もかかりますし専門性がある、あるいはその地域の特性があるということで、一般的な流れとしましては国、つまり育種センターのほうで母樹あるいは苗木等を生産して、それを県に配布される。県の育種事業地から今度は苗木生産者、先ほど私が答弁させていただいた当地方では下呂市内にある民間事業者へ渡ってから造林業者。例えばよくあるパターンですと、岐阜県森林組合連合会で落として森林組合という流れに今後なるかと考えております。

○11番（前川文博）

その苗木ですけども、一般的にこの辺で山に木を植えるとなると種をまいてから3年たった苗で、35センチメートルとか45センチメートルに成長したものを植えるというのが基準であるんですけども、国から県にきてやるということになると、今この飛騨地区にはないわけなんですよね。でもこの事業というのは今年からスタートしようということで設定されてきたとなると、現実的にその苗は飛騨市で確保できるまでにはどれぐらい期間がかかるものですか。植えてから最低3年はかかるのは分かっているんですけど、その前の研究から途中まで段階を踏むという流れになりますので、その辺はどうなんでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今の特定母樹のご質問されましたが、その前に少花粉については今回ご質問をいただいて調べたところ、少花粉については既に令和5年度の数値で国全体の杉苗木の生産量が50%を超えているということですが、特定母樹については情報がまだ十分把握しておりません。ただ、先ほど申し上げたように、一般的には結構かかるようで、今現在、仮に国の育種センターで特定母樹があるとした場合に、苗木の生産に約2年、それから県の育種事業地に来た場合、採種園の造成、母樹の育成、種子の採種等々あるようなんですが、それが4年。ここから種子が民間の苗木のところまで行って、そこからまた苗木で、先ほど議員がご指摘された3年ということですので、これだけ一般的には時間がかかるということですのでございます。

○11番（前川文博）

少花粉が50%のシェアになっているというのは知りませんでした。私も離れてから時間がたちますので分からなかったんですが、これどうなんでしょうかね、もとの木があつてから9年かかると

いう話だったんですが、そこまでの間に研究の期間もありますけども、少花粉、無花粉、低花粉もそうなんですけど、0%なのか1%なのか20%以下なのかというところですが、植えました、木の材質もいいのでこれを今後植えていきたいと思いますといった後に、ある日突然花粉がぽっと出るとか、突然変異になるということは、この研究の中では可能性があるのか。これは山の話なので50年、100年の話なんですよね。植えた場合は30年後に花粉がいっぱい出たということもあるかもしれないので、その辺の研究というのはどのような感じで掴まれていますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

こういう森林というか生態系に大きく影響を与えることですので、議員ご指摘のとおりここは慎重にすべきだというふうに考えております。まず無花粉について調べてみましたら、もともと富山県のほうにあったものを関係機関で見つけて、それを研究されているところです。また、材質あるいは花粉についても飛騨市の林業関係のアドバイザーをしていただいている横井先生にも担当からお聞きしたところ、やっぱりこういうものは突然花粉がついたりすることもあり得るということでしたので、この辺りは最新のエビデンスと身近な専門家に確認しながら慎重に導入については進めていきたいというふうに私は考えています。

○11番（前川文博）

あと、3番目の話のとき、スギ伐採重点区域の設定の中で、杉の2割減少を目指すという話があったと思います。対象になるのは旧宮川村の部分と旧神岡町の部分でという話でありました。これはどっかで聞いたんですけど、10年後には今の対象区域で7万ヘクタールぐらい植え替えをしなければならないという目標があるという話があったんですけど、飛騨市の中で木を切って植えるという作業はどれぐらい行われているんですか。昔は拡大造林ですね、広葉樹を切って針葉樹を植えるというものだったんですが、今回は針葉樹を切って針葉樹を植えるという再造林ですが、今現状どれぐらいあるのか数字が分かればお願いいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

実はこの質問を受けまして、自分もその辺りが実際どうなのかなということで飛騨市森林組合に実情を聞いてきましたところ、昨年度で飛騨市森林組合の所有する森林の2.6ヘクタールを主伐して、その後に植えたのはカラマツを造林したということです。そのときに「なぜカラマツか。」と聞いてきましたら、現時点でカラマツが一番成長が早くて、それから雪に強いということと、ベニヤ材にということで、今はカラマツをとりあえず植えたということです。

ただ、今後については苗木の提供とかも少花粉とかに変わってくると思いますので、先ほど環境水道部長の答弁もありましたけれども、例えば広葉樹より杉とかヒノキのほうは成長が早いということでCO₂は多く吸収する。その一方で、広葉樹は生物多様性の面からいくと優れているという考え方もあるということなので、私どもとしては少花粉をはじめ、まずは地域や森林の状況に応じて針葉樹、広葉樹、それらが入り混じったような混合林をバランスよく配置することが大切であるというふうに現時点では考えています。

○11番（前川文博）

先ほど1点目で再造林していく中での加速化というところで、杉を切った木を利用拡大していくという話も出てきておりました。現状では杉とかヒノキというのは柱材にしたりとか、かつらむきをしてベニヤ板になったりだったり、集成材、木を3センチメートル角ぐらいで切ったものをボンドで貼り合わせて柱材にするということもあるんですけども、基盤整備部長、覚えていらっしゃるればなんですけど、以前木の利用ということでたしか卯の花街道もあったし、神岡町の大規模林道もあったのか覚えていないんですが、コンクリートのところに木を化粧で貼りつけていくという事業があって、木の消費拡大ということがあったと思うんです。そのときは木のベンチをつくっていろいろなとこに配布したりということもあったんですが、こういった事業というのは一切話にはないのでしょうか。木の消費拡大が今後出てくると思うので、その辺情報あればお願いいたします。

□基盤整備部長（森英樹）

林道の整備事業で間伐材を利活用するというので、既存のブロックに貼りつけたような工法というのは行われておりましたけど、現在ではそういった工法は使われていないと認識しております。

○11番（前川文博）

突然振りまされたけど、たしか昔そうやって間伐を進めるというところでの木の拡大で連携を取ったりしてということをやられていたような気がしましたので、今こういうことになればそういうことも必要かなと思いましたので状況を確認させていただきました。

それでは、次に3点目のほうに入らせていただきます。ライドシェアについてということで、これも6点ございます。ライドシェアをスタートするには誰が手を上げるのか。2点目、ライドシェアの運転手の登録について。3点目、ライドシェアの運行時間帯について。4点目、ライドシェアでのトラブル発生時の対応。5点目、タクシーの不足は本当に深刻なのか。6点目、運行事業者と飲食店関係者との協議の場が必要ではないかということです。ライドシェアということが言われて、今実際にスタートしているのですが、本当にいうライドシェアと日本版ライドシェア、それから公共ライドシェアとかいろいろなライドシェアの種類があって、多分話がごちゃごちゃになると思いますので、そのときは私も分からなくなりますのでまた注意していただければと思います。今回あるライドシェアの話なんですけども、一般のドライバーが自家用車を使って有償で他人を送迎する日本型ライドシェアが今年の4月にスタートいたしました。特別な資格は必要なく、普通自動車運転免許を取得して1年以上経過していることが条件となります。使用可能な自家用車は定員5名から10名、4ドア、衝突軽減自動ブレーキ搭載車、ETCの車載があるものとの条件がつき、営業に必要なドライブレコーダーや配車アプリなどは無償で貸与されます。また、会社指定の任意保険、これは事業者が負担するようになっておりますが、それにも加入することが求められるようです。その後、担当者による10時間から15時間の研修を受けてライドシェアの運転ができるようになるようです。今、全国で徐々にスタートしており、高山交通圏、この高山交通圏というのは高山市、飛騨市、白川村の2市1村になりますが、そこでは7台が割り当てとしてきております。飛騨市の公共交通にもライドシェアが出てくるものと考えられます。

1点目です。ライドシェアをスタートするには誰が手を上げるのか。高山では2社4台がスタ

ート予定と聞いております。飛騨市ではライドシェアがスタートする予定はあるのでしょうか。ライドシェアは自治体が手を挙げるパターンと運行事業者、つまりタクシー事業者が手を挙げるパターンとありますが、飛騨市で始まるとしたらどの方法でスタートすると考えていますか。

2点目、ライドシェアの運転手登録です。タクシー会社の管理下で行われるライドシェアです。自家用自動車活用事業の許可を受けるのはあくまでもタクシー会社となります。ライドシェアの運転手はタクシー会社の社員にならないと運行することができないのでしょうか。

3点目、ライドシェアの運行時間帯です。自家用自動車活用事業は日本版ライドシェアと言われていますが、明確な数値で根拠に基づき、あくまでもタクシー事業を補完する目的で設計された制度です。タクシー需要に対して供給が不足する地域や時間帯について補完することを可能にするものであり、時間帯や地域にかかわらず実施する、いわゆるライドシェアの導入を目的とするものではありません。運行時間帯や運行可能エリアはどのようになるのでしょうか。

4点目、ライドシェアでのトラブル発生時の対応です。個人の自家用車での運行が基本となります。タクシー車両を使用する場合は、あんどんを取り外すか隠すことが必要で、さらに料金メーターも隠す必要があり、タクシーの後部座席にはビニールシートなどで汚れ防止などの対策もされていますが、自家用車ではそこまでの対策はしていないでしょう。泥酔による嘔吐、暴言、暴力などのトラブルが発生するとも予想されます。第2種免許を持ってプロとして運転している乗務員の方は聞き流したりして輸送業務を遂行できると思われませんが、素人の一般ドライバーがトラブルに巻き込まれた場合、誰が対応し、補償についてはどこが責任を持つのでしょうか。

5点目、タクシー不足は深刻なのか。運転手不足でタクシーの運行台数が減少し、タクシー不足と言われています。時間帯により、特に深夜時間帯には長時間の待ち時間が発生することが多いようです。午前中の時間帯は病院の送迎などで集中するため、事業者によっては時間予約を受け付けなく、必要なときに電話で依頼する方法になっています。運行台数が少ないため仕方のないことですが、運行時間の全体で見た場合、本当に台数は不足している状況なのでしょうか。17時から24時までの勤務時間で、17時から21時までのタクシーの運行回数はゼロ回。21時以降、終業時間までには4回しか動かない日もありました。金曜日、土曜日などの週末でも22時頃から23時半頃の1時間程度に需要が集中しているだけで、タクシー不足とは言えないような状況も確認いたしました。これをどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

6点目、運行事業者と飲食店関係者との協議の場を。飲食店の閉店時間近くに需要が一時的に集中している現状だと考えられます。飲食店には曜日によるタクシーの運行台数と受付終了時刻が記載されたポスターが貼り出されていますが、利用者は飲酒をしている関係もあり、ポスターのことがあまり記憶にないようなこともあるようです。飲食店で飲酒後にタクシーが利用されることで、タクシー会社も会社が存続していきます。帰りのタクシーの足があることによって、飲食店で遅くまで楽しむことができ、飲食店も店を続けていくことができます。この飲食店とタクシー業界の持ちつ持たれつの関係が重要です。現在のタクシー会社なくなると、巡回バスなど市民の足まで運行できなくなる可能性があります。飲食店業界とタクシー業界との意見交換の場など、飛騨市公共交通会議の中で設けて、持続可能な飛騨市の公共交通をつくる必要があると考えますがいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、ライドシェアにつきまして私のほうからご答弁させていただきます。

まず1点目、事業実施者でございます。

これまで日本では、アメリカで盛んに運行されているようなライドシェアサービスは、いわゆる白タク行為とされ認められていませんでした。しかし、昨今の社会情勢の変化等により、日本でも昨年度末に条件つきで許可されるよう規制緩和するなどの政府方針が示され、全国ではライドシェアを既に開始している自治体もございます。現在許可されているライドシェアについては、自治体やNPO、一般社団法人などの非営利団体が実施する自治体ライドシェアと呼ばれる自家用有償旅客運送制度を活用したものと、タクシー事業者が許可を受ける日本型ライドシェアと呼ばれる自家用車活用事業によるものの2種類があります。2種類のライドシェアは、それぞれ実施目的が異なります。自治体ライドシェアについては、そもそも公共交通が足りない地域において移動手段を確保するものであり、日本型ライドシェアは、タクシー不足を補うためのものです。飛騨市では、国が自治体ライドシェアといわれる自家用有償旅客運送を制度化するよりも以前の平成15年度より、構造改革特区制度を活用したデマンド式ポニーカーを運行しておりました。これこそ現在制度化されております自治体ライドシェアの先駆けであり、国の制度化以降、河合宮川乗合タクシーやかみおかぐるりんバスなど、一部の市営バス路線で積極的に活用しています。一方の日本型ライドシェアについては、市内のタクシー会社において人手不足を補うために検討をされていますが、すぐに実施する状況ではない旨を伺っております。

続いて2点目から4点目のご質問につきましては関連がありますので、一括してお答えいたします。

自家用車活用事業でのライドシェアは、議員ご質問のとおりタクシー事業者が許可を受けるものとなりますので、基本的な運行内容はタクシー事業に準ずるものとなります。運転手はタクシー事業者との雇用契約を結び、トラブル発生時の対応はタクシー事業者が責任を負うこととなります。運行時間帯につきましては、都市部以外の地域においては国土交通省の指定する時間帯となっており、金曜日、土曜日の16時から翌朝5時台までです。なお、地域の実情に鑑み、自治体からの不足申し出により認められた場合は、国土交通省の指定する運行時間帯以外での運行や車両数の増加も可能となっております。また、運行可能なエリアについてはタクシー事業の営業区域となっており、飛騨市の場合は高山交通圏に属しますので、飛騨市、高山市、白川村の範囲となります。

続いて5点目と6点目のご質問についても関連がございますので、一括してお答えいたします。

まず、市内のタクシー不足の状況につきましては、市といたしましても随時各タクシー事業者の運行状況や意見を聴取しており、先般6月20日に開催しました飛騨市公共交通会議においても各タクシー事業者から情勢報告をいただいたところです。その報告によれば、タクシー利用が集中するのは飲食店から帰宅するための週末夜22時台前後の1時間程度にとどまり、それ以外の利用は僅かであることから、そのためだけに運転手を配置するのは難しいとのことでした。また、お客様をお待たせする時間が10分程度であったとしても、利用者側からすると利用したい時間帯

に思うようにタクシーが利用できないという感覚から、全体的なタクシー不足であると認識されているのではないかとのご意見もありました。こうした状況を伺いますと、運転手を地域全体で確保し、スポット的な需要にも無理なく対応できる体制を構築するなど供給力を増やすことや、タクシー運賃を時間帯に応じて変動させるなど需要を分散させる方法などの対策が必要になると考えております。しかしながら、これは事業者だけで問題を解決することは困難であり、地域全体の枠組みとして検討する必要があることに加え、飲食店の皆さんとの連携・協力や利用者の理解が不可欠であると考えております。このことから、まずはタクシー事業者と飲食店事業者が顔を合わせて意見交換できる場の開催に向けて、現在その準備を進めているところです。なお、現在の飛騨市公共交通会議委員には、飲食店関係者がいないため、今後参画に向けた検討を併せて行ってまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○11番（前川文博）

6点答弁をいただきました。1点目で、今まで白タクみたいなものがあって、それが日本版ライドシェアという流れになってきたと。自治体版のライドシェアは今まで飛騨市でやっていて、有償運送は自治体版のという印刷のマグネットシートを貼っているの、それでされているという状況です。今回はタクシー事業者のほうで行われる日本版ライドシェアということは分かりました。

タクシーの状況も、私が調べた中ではほとんど動かない時間もあって集中しているということですので、公共交通会議の中で飲食店との協議の場ということで答弁をいただきましたが、飲食店関係者が入っていないということです。ライドシェアという話で質問をさせていただいているんですが、これって地域全体という枠組みでいくと商工関係の枠組みになってくるんですね。タクシーも商工業者、飲食店も商工業者ということですけど、公共交通のほうだけでやっていくだけではなくて商工観光のほうでもこういうことに入ってやっていったほうがいいのではないかと思いますけど、その辺、商工観光部長どうですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

私も公共交通会議のメンバーとして会議のほうには出ていただいております、先般の会議でもタクシー事業者の状況は伺ったところです。おっしゃるとおり飲食店関係においてはタクシーの運行というところは御商売にかかわる大事なところでもありますので、今回こういうタクシー事業者と飲食店の懇談の場が設けられるのであれば商工観光部でも出席をして、一緒にお話をさせていただいたうえで商工観光部で対応できることがあれば対応していきたいと考えております。

△市長（都竹淳也）

1つ補足をさせていただくと、今商工観光の話でご指摘をいただいたんですが、実は結構幅広く運転手をする人をどう共有するかという問題の議論をしてかなければいけないという話をされていて、例えばデイサービスの送迎をしている人、障害者支援事業所の送迎、これもどうやって共有するのかということが非常に大きな問題になってきておまして、これも公共交通の枠組みの中で一括して検討しなければいけないのではないかとおっしゃってございまして、先ほど総

務部長の答弁の中で運転手を地域全体で確保するという話がありましたけど、これはその辺りをイメージしておりまして、およそ全ての分野において人を共有する、また、その中に働き方として専従の人だけではなくてスポット的に、例えば私は月曜日と火曜日の夜だけなら出るよという人たちを組み合わせたり、あるいは市役所の職員が兼業、副業の格好で運転手をするということも考えていく1つだろうと思っておりまして、結構幅広い議論になっていくのですが、舞台としては公共交通会議を使っていくことになります。これは広い意味での共創性の解決の場として公共交通会議があるのでそういう使い方をしていきますけど、結構幅の広い問題なんだということ併せてご理解いただければなというふうに思います。

○11番（前川文博）

今市長からの話もありました。確かに介護とかの運転も朝と夕方の2時間だけということで非常に集まりにくいともありますし、前も市の職員を使ってみたいな話もありましたので、本当に全体を考えてやっていただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

〔11番 前川文博 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で11番、前川議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（井端浩二）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は、午前10時からいたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後3時51分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛驒市議会議長 井端 浩二

飛驒市議会議員（6番） 上ヶ吹 豊孝

飛驒市議会議員（7番） 森 要